

(2014年版(旧版))

CCC対象品目表

この2014年版品目表(範囲表)は2020年4月に2020年版として改訂されていますのでご理解の上、使用願います。

最新版 2020年版範囲表 → <http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/202004/W020200428419284306124.pdf>

当資料はCNCA(国家認証認可管理委員会)2014年第45号公告において発行された『強制製品認証製品目録の説明及び適用範囲表』に基にPS Farmが作成したものです。尚、「消防製品類」だけ掲載しておりません。

下記、ご了解の上ご利用下さい。適用規格番号は変更、改訂されている場合があります。

本資料は、株式会社PS Farmが参考用として作成したものです。

本資料ご利用の際には、~~原文(<http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/qzxcprz/nlmsyjd/201412/W020141224395314953942.pdf>)~~と関連通知等を併せて確認頂きますようお願いいたします。

本資料と原文とに相違が生じた場合には管理当局から発行されている関連文書の原文が優先されます。

本資料は参考用資料としての使用に限定いたします。本資料の情報に基づいて行った行為により生じたいかなる結果に関しても、弊社(株式会社 PS Farm)では責任を負いかねます。

本資料のいかなる部分も、許可なく複製することを禁じます。

お問い合わせ先: 株式会社PS Farm contact@ps-farm.com

目次

説明(範囲表のまえがき)

一、電線・ケーブル

二、回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置

三、低圧電気器具

四、小電力モータ

五、電動工具

六、電気溶接機

七、家庭用及び類似用途設備

八、音響映像設備

九、情報処理機器

十、照明器具

十一、自動車及び安全付属品

十二、自動車タイヤ

十三、安全ガラス

十四、農業機械製品

十五、電気通信端末設備

十六、消防製品は掲載しておりません(申し訳ございません)

十七、安全防犯製品

十八、無線LAN製品

十九、内装塗装製品

二十、児童用品

二十一、防爆電気

二十二、家庭用ガス器具

表中の文字取り消し線はCCC範囲から除外された品目です。

強制製品認証製品目録の説明及び適用範囲表

(CNCA2014年45号公告)

説 明

1. 電気電子製品については、電気通信端末、電気溶接機を除き、適用範囲を36Vより大きい(直流または交流の実効値)電力供給電源に直接または間接的に接続できる製品に限る。
2. 電気電子製品については、鉄道機関車車両用電線ケーブル、車載用モバイル端末、または特に説明のある場合を除き、自動車及びオートバイ、列車、船舶、航空機のために特別に設計、製造、使用するもの、専門的な設計と取り付け構造を持つ製品はCCC認証の範囲内に入らない。
3. 二種類または二種類以上の強制製品認証目録内の製品を持つ多機能製品は、製品の主要機能及び主要使用目的により分類する。多機能製品は主要機能製品の認証実施規則の要求に適合しなければならないが、同時にその他の機能に対応する認証実施規則の要求にも注意を払わなければならない。
4. 適用製品の範囲は、「製品の種類に対する説明」、「適用範囲に対する説明と具体例」、「付注」等の内容と照らし合わせることで、その製品が認証範囲に属するかどうかを判断しなければならない。
5. 製品目録には必ずしも全ての製品名が含まれているとは限らないので、記載されていない製品は実際の内容に基づき相応する適用範囲を参照する。
6. オートバイ用ヘルメットはベトナム向けに輸出する製品にだけ強制認証を実施するため、表中の説明範囲に記載しない。
7. 製品の分類、定義、規格の変更に従い、以前の「玩具各種製品」及び「自動車児童乗員用拘束システム」は「児童用品」に統合する。

※https://mp.weixin.qq.com/s/rD2ZzGBI_eARPjuq473efQ

[目次へ戻る](#)

一、電線・ケーブル（4品目） 1. 難燃性電線・ケーブル（軌道交通車両用電線・ケーブルを除く）、耐火性電線・ケーブル、裸電線、電力ケーブル、制御用ケーブル、架空絶縁ケーブル、通信ケーブルと光ケーブル、コイル線製品は含まない。 2. 認証の根拠となる規格に記載されていない型号、定格は含まない。				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. コードセット(0101)	家庭用及び類似の一般設備に用いられるコードセット（即ち、配線変更不能プラグと配線変更不能コネクタを持つ可とうケーブルまたは可とうコードで構成されるセット）、及び配線コードセット（即ち、配線変更不能プラグ・コネクタと配線変更不能コネクタを持つ可とうケーブルまたは可とうコードから構成されるセット）に適用される。	コードセット	以下の規格のコネクタを持つコードセットを含む： 1. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の0.2Aコネクタ 2. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の2.5Aコネクタ 3. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の2.5Aコネクタ 4. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の6Aコネクタ 5. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の10Aコネクタ 6. 高温条件で用いられるクラスⅠ設備の10Aコネクタ 7. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の10Aコネクタ 8. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の10Aコネクタ 9. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の16Aコネクタ 10. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の16Aコネクタ 11. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の16Aコネクタ 12. 配線コードセット 13. Y型コードセット 14. Y型配線コードセット	適用規格： GB15934 GB/T26219
2. 交流定格電圧3kV以下の鉄道機関車車両用電線・ケーブル(0103)	1. 交流定格電圧が500V、750V、1.5kV、3kVである。直流定格電圧が交流定格電圧の1.5倍である。 2. エチレンプロピレンゴム混合物絶縁、架橋ポリオレフィン混合物絶縁、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物シース（シースがある場合） 3. 銅芯 4. 単芯ケーブル	交流定格電圧3kV以下の軌道交通車両用ケーブル	交流定格電圧3kV以下の軌道交通車両用配電システム、制御システム、信号システムの電気装置に用いる。 DCEH/3-100-750V-0.5~300(1芯) DCEH/3-100-1500V-1~300(1芯) DCEH/3-100-3000V-2.5~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-500V-1~4(1芯) WDZ-DCYJ-125-500V-1~4(1芯) WDZ-DCYJ-125-500V-1~4(1芯) WDZ-DCYJ-125-750V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-750V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-750V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-1500V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-1500V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-1500V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-3000V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-3000V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJ-125-3000V-0.75~300(1芯) WDZ-DCYJB-125-750V-0.5~6(1芯) WDZ-DCYJB-125-750V-0.5~6(1芯) WDZ-DCYJB-125-750V-0.5~6(1芯) WDZ-DCYJB-150-750V-0.5~6(1芯) WDZ-DCYJB-150-750V-0.5~6(1芯) WDZ-DCYJB-150-750V-0.5~6(1芯)	適用規格： GB/T12528
3. 定格電圧450/750V以下のゴム絶縁電線・ケーブル(0104)	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ゴム絶縁 3. 銅芯 4. 単芯ケーブル	耐熱ゴム絶縁ケーブル	良好な耐熱特性を持つ。 60245 IEC 03 (YG) 300/500V 0.5~16(1芯) 60245 IEC 04 (YYY) 450/750V 0.5~95(1芯) 60245 IEC 05 (YRYY) 450/750V 0.5~95(1芯) 60245 IEC 06 (YYY) 300/500V 0.5~1(1芯) 60245 IEC 07 (YRYY) 300/500V 0.5~1(1芯)	適用規格： GB/T5013.3 GB/T5013.7

	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ゴムカバー層 3. 銅芯 4. 単心ケーブル	ゴム絶縁溶接機ケーブル	1. 良好な柔軟性を持つ。 2. 溶接機と溶接棒ホルダの接続に用いる。 60245 IEC 81 (YH) 16～95 (1 芯) 60245 IEC 82 (YHF) 16～95 (1 芯)	適用規格: GB/T5013.6
	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ゴム絶縁及びゴムシース (シースがある場合) 3. 銅芯	ゴム絶縁エレベータケーブル	エレベータ等の場合に用いる (高速エレベータ及び高層建築用エレベータには用いらない)。 60245 IEC 70 (YTB) 300/500V 0.75～1 (6 芯～30 芯) 60245 IEC 74 (YT) 300/500V 0.75～1 (6 芯～30 芯) 60245 IEC 75 (YTF) 300/500V 0.75～1 (6 芯～30 芯)	適用規格: GB/T5013.5
	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ゴム絶縁及びゴムシース 3. 銅芯	一般キャブタイヤ可とうケーブル・電線	家庭用電気器具、電動工具、各種移動電気器具の電源接続に用いる。 60245 IEC 53 (YZ) 300/500V 0.75～2.5 (2 芯～5 芯) 60245 IEC 57 (YZW) 300/500V 0.75～2.5 (2 芯～5 芯) 60245 IEC 66 (YCW) 450/750V 1～400 (1 芯～5 芯) 60245 IEC 58 (YS) 300/500V 0.75～1.5 (1 芯) 60245 IEC 58f (YSB) 300/500V 1.5 (2 芯) YQ-300/300V 0.3～0.5 (2 芯～3 芯) YQW-300/300V 0.3～0.5 (2 芯～3 芯) YZ-300/500V 0.75～6 (2 芯～6 芯) YZW-300/500V 0.75～6 (2 芯～6 芯) YZB-300/500V 0.75～6 (2 芯～6 芯) YZWB-300/500V 0.75～6 (2 芯～6 芯) YC-450/750V 1～400 (1 芯～5 芯) YCW-450/750V 2.5～150 (2 芯～5 芯)	適用規格: GB/T5013.4 JB/T8735.2
	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ゴム絶縁及びゴム保護層 (保護層がある場合) 3. 銅芯	ゴム絶縁編組付き可とうケーブル	照明器具、家庭用電気器具の電源接続に用いる。 60245 IEC 89 (RQB) 300/300V 0.75～1.5 (2 芯～3 芯) RE-300/300V 0.3～4 (2 芯～3 芯) RES-300/300V 0.3～4 (2 芯) REH-300/300V 0.3～4 (2 芯～3 芯)	適用規格: GB/T5013.8 JB/T8735.3
4. 定格電圧450/750V以下のポリ塩化ビニル絶縁電線・ケーブル (0105)	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁 3. 銅芯、アルミニウム芯 4. 単心ケーブル	ポリ塩化ビニル絶縁シースなし電線・ケーブル	1. 固定配線に用いる。 2. 工業用に用いられ、大量に家庭でも用いられる (例: 照明、エアコンの動力回路)。 60227 IEC 01 (BV) 450/750V 1.5～400 (1 芯) 60227 IEC 02 (RV) 450/750V 1.5～240 (1 芯) 60227 IEC 05 (BV) 300/500V 0.5～1 (1 芯) 60227 IEC 06 (RV) 300/500V 0.5～1 (1 芯) 60227 IEC 07 (BV-90) 300/500V 0.5～2.5 (1 芯) 60227 IEC 08 (RV-90) 300/500V 0.5～2.5 (1 芯) BV-300/500V 0.75～1 (1 芯) BLV-450/750V 2.5～400 (1 芯) BVR-450/750V 2.5～185 (1 芯)	適用規格: GB/T5023.3 JB/T8734.2
	1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及びポリ塩化ビニルシース 3. 銅芯、アルミニウム芯	ポリ塩化ビニル絶縁ポリ塩化ビニルシースケーブル	固定配線に用いる。 60227 IEC 10 (BVV) 300/500V 1.5～35 (2 芯～5 芯) BVV-300/500V 0.75～185 (1 芯) BLVV-300/500V 2.5～185 (1 芯) BVVB-300/500V 0.75～10 (2 芯～3 芯) BLVVB-300/500V 2.5～10 (2 芯～3 芯)	適用規格: GB/T5023.4 JB/T8734.2

1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及びポリ塩化ビニルシース(シースがある場合) 3. 銅芯	ポリ塩化ビニル絶縁可とうケーブル・電線	1. 固定配線に用いる。 2. 一定の移動性を持つ。 60227 IEC 41 (RTPVR) 300/300V (2 芯) 60227 IEC 43 (SVR) 300/300V 0.5~0.75 (1 芯) 60227 IEC 52 (RVV) 300/300V 0.5~0.75 (2 芯~3 芯) 60227 IEC 53 (RVV) 300/500V 0.75~2.5 (2 芯~5 芯) 60227 IEC 56 (RVV-90) 300/300V 0.5~0.75 (2 芯~3 芯) 60227 IEC 57 (RVV-90) 300/500V 0.75~2.5 (2 芯~5 芯) RVV-300/500V 0.5~10 (2 芯~41 芯、2 芯 1.0の製品は含まない) RVS-300/300V 0.5~6 (2 芯) RVB-300/300V 0.5~6 (2 芯)	適用規格: GB/T5023.5 JB/T8734.3
1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及びポリ塩化ビニルシース 3. 銅芯	ポリ塩化ビニル絶縁ポリ塩化ビニルシース付きエレベータケーブル及び可とう性接続用ケーブル	1. エレベータ、昇降機運行用。 2. 可とう性接続用。 60227 IEC 71f (TVVB) 300/500V 0.75~1 (3 芯~24 芯、通信ユニット製品は含まない) 60227 IEC 71f (TVVB) 450/750V 1.5~25 (3 芯~12 芯) TVVB-300/500V 0.5~1 (3 芯~60 芯、この内0.75~1 (3 芯~24 芯)は通信ユニット製品に限定する) 60227 IEC 71c (TVV) 300/500V 0.75~1 (6 芯~30 芯) 60227 IEC 71c (TVV) 450/750V 1.5~25 (4 芯~30 芯)	適用規格: GB/T5023.6 JB/T8734.6
1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及び耐油性ポリ塩化ビニシース 3. 銅芯	ポリ塩化ビニル絶縁耐油性ポリ塩化ビニルシース付き可とうケーブル	1. 旋盤、クレーン運送設備内の各部品間の内部接続に用いる。 2. シールド型と非シールド型があり、シールドケーブルは中レベルの電磁妨害がある場合に用いる。 3. 比較的良好な耐油性を持つ。 60227 IEC 74 (RVVYP) 300/500V 0.5~2.5 (2 芯~60 芯) 60227 IEC 75 (RVVY) 300/500V 0.5~2.5 (2 芯~60 芯)	適用規格: GB/T5023.7
1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及びポリ塩化ビニルシース(シースがある場合) 3. 銅芯	ポリ塩化ビニル絶縁取り付け用ケーブル	電気器具、計器、電子機器、自動化装置の内部に用いる。 AV-300/300V 0.08~0.4 (1 芯) AV-90-300/300V 0.08~0.4 (1 芯) AVR-300/300V 0.08~0.4 (1 芯) AVR-90-300/300 0.08~0.4 (1 芯) AVRB-300/300V 0.12~0.4 (2 芯) AVRS-300/300V 0.12~0.4 (2 芯) AVVR-300/300V 0.08~0.4 (2 芯~30 芯)	適用規格: JB/T8734.4
1. 交流定格電圧が450/750Vを超えない動力装置用ケーブル 2. ポリ塩化ビニル絶縁及びポリ塩化ビニルシース(シースがある場合) 3. 銅芯 4. 金属編組付きまたは巻き付きシールド	ポリ塩化ビニル絶縁シールドケーブル	1. 電気器具、計器、電子機器、自動化装置に用いられる。 2. 良好なシールド性能を持つ。 AVP-300/300V 0.08~0.4 (1 芯) AVP-90-300/300V 0.08~0.4 (1 芯) RVP-300/300V 0.08~2.5 (1 芯~2 芯) RVP-90-300/300V 0.08~2.5 (1 芯~2 芯) RVVP-300/300V 0.08~4 (1 芯~26 芯) RVVP1-300/300V 0.08~4 (1 芯~26 芯) RVVPS-300/300V 0.12~2.5 (2×2 芯)	適用規格: JB/T8734.5

二、回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置（6品目）

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明または具体例	付注
1. プラグ・コンセント(家庭用及び類似用途（0201）工業用(0203)を除く。	プラグ・コンセント(家庭用及び類似用途) 1. 屋内または屋外で使用し、家庭用及び類似用途で、交流電気でのみ使用し、定格電圧が50V以上で440Vを超えず、定格電流が 32Aを超えない、アース端子付きまたはアース端子なしのプラグ及び固定式または移動式のコンセントに適用する。 2. コードセットに取り付けられたプラグ及びコード延長セットに取り付けられたプラグ並びに移動式コンセントにも適用する。さらに、電気器具の1部品としてのプラグ・コンセントにも適用する。電気器具の規格に別途説明のあるものは除外する。 3. 器具と一体となったコンセント、及び器具に取り付けられた、または器具に固定されたコンセントにも適用する。 4. ねじなし端子付きの固定式コンセントについては、その定格電流を最大で16Aに制限する。	1. 単相両極プラグ、コンセント、機器コンセント 2. 単相両極アース付きプラグ、コンセント、インレット 3. 三相プラグ及びコンセント	1. 単相両極配線変更可能プラグ 2. 単相両極アース付き配線変更可能プラグ 3. 単相両極配線変更不能プラグ 4. 単相両極アース付き配線変更不能プラグ 5. 単相両極両用露出コンセント 6. 単相両極両用埋め込みコンセント 7. 単相両極アース付き露出コンセント 8. 単相両極アース付き埋め込みコンセント 9. 保護カバー付き単相両極両用露出コンセント 10. 保護カバー付き単相両極両用埋め込みコンセント 11. 保護カバー付き単相両極アース付き露出コンセント 12. 保護カバー付き単相両極アース付き埋め込みコンセント 13. スイッチ付き単相両極両用露出コンセント 14. スイッチ付き単相両極両用埋め込みコンセント 15. スイッチ付き単相両極アース付き露出コンセント 16. スイッチ付き単相両極アース付き埋め込みコンセント 17. 単相両極両用、両極アース付き露出コンセント 18. 単相両極両用、両極アース付き埋め込みコンセント 19. 保護カバー付き単相両極両用、両極アース付き露出コンセント 20. 保護カバー付き単相両極両用、両極アース付き埋め込みコンセント 21. スイッチ付き単相両極両用、両極アース付き露出コンセント 22. スイッチ付き単相両極両用、両極アース付き埋め込みコンセント 23. 単相両極配線変更可能移動式コンセント 24. 単相両極アース付き配線変更可能移動式コンセント 25. 単相両極配線変更不能移動式コンセント 26. 単相両極アース付き配線変更不能移動式コンセント 27. 単相両極アース付き配線変更不能移動式マルチコンセント 28. 延長コードセット 29. 単相両極または両極アース付き機器コンセント 30. 三相四極配線変更可能プラグ 31. 三相四極配線変更不能プラグ 32. 三相四極露出コンセント 33. 三相四極埋め込みコンセント 34. 床用コンセント 35. 組み合わせ型コンセント 36. 補助装置付き固定式コンセント 37. 固定式インターロックなしスイッチ付きコンセント 38. 固定式インターロック付きスイッチ付きコンセント	適用規格： GB2099.1 GB2099.2 GB2099.4 GB2099.5 GB1002 GB1003 以下のものは含まない。 1. ELV(超低電圧)プラグ及び固定式または移動式コンセント、ヒューズや自動スイッチ等と組み合わせられた固定式コンセント。 2. 非標準孔型コンセント(差し込み口がGB1002、GB1003に適合しないコンセント)、中国の規格以外のコンセント(ピンが円柱状のプラグ、ピンが長方形のプラグ等)。
	プラグ・コンセント(工業用) 1. 主に工業用として屋内及び屋外で使用する定格動作電圧が690Vd.c.または a.c. 及び 500Hz a.c. を超えない、定格電流が 250Aを超えないプラグ及びコンセントに適用する。 2. 電気設備に取り付けられた、もしくは電気設備に固定されたコンセントまたはインレットは本製品目録に含まれる。本製品目録は超低電圧装置に用いられる予定の電気器具付属部品にも適用する。 3. これらの電気器具付属部品を建築現場に用いる場合、または農業、商業、家庭用に用いる場合を含む。	工業用のプラグ、コンセント、コネクタ、インレット、カブラ。	1. 工業用プラグ 2. 工業用露出コンセント 3. 工業用埋め込みコンセント 4. 工業用コンセント 5. 工業用スイッチ付きコンセント 6. 工業用インターロック装置付きコンセント	適用規格+ GB/T11918.1 GB/T11918.2 GB/T11918.4

2. 家庭用及び類似用途の固定式電気装置のスイッチ (0202)	1. 屋内または屋外で使用し、交流でのみに用い、定格電圧 が440Vを超えない、定格電流が63Aより大きくない家庭用及び類似用途の固定式電気装置における手動操作による一般用途のスイッチに適用する。 2. 信号灯付きのスイッチ、他の機能と組合わせたスイッチ(ヒューズと組合わせたスイッチは除く)、可とうケーブル保持装置及び可とうケーブル出口装置付きのスイッチにも適用する。 3. ねじ無し端子付きのスイッチについては、その定格電流を最大で 16Aに制限する。	家庭用及び類似用途の固定式電気装置のスイッチ	1. 露出式または埋め込み式押しボタンスイッチ 2. 露出または埋め込み式プルススイッチ 3. 露出または埋め込み式ロータリー式スイッチ 4. 露出または埋め込みシーソー式単極スイッチ 5. 露出または埋め込みシーソー式両極スイッチ 6. 露出または埋め込みシーソー式三極スイッチ 7. 露出または埋め込みシーソー式三極プラス中線スイッチ 8. 露出または埋め込みシーソー式双方向スイッチ 9. 露出または埋め込みシーソー式共有導入線付き双方向スイッチ 10. 露出または埋め込みシーソー式で1個非操作位置付き双方向スイッチ 11. 露出または埋め込みシーソー式両極双方向スイッチ 12. 露出または埋め込みシーソー式双方向転換スイッチ(または中間スイッチ) 13. 露出または埋め込みトグル式単極スイッチ 14. 露出または埋め込みトグル式両極スイッチ 15. 露出または埋め込みトグル式三極スイッチ 16. 露出または埋め込みトグル式三極プラス中線スイッチ 17. 露出または埋め込みトグル式双方向スイッチ 18. 露出または埋め込みトグル式共有導入線付き双方向スイッチ 19. 露出または埋め込みトグル式で1個非操作位置付き双方向スイッチ 20. 露出または埋め込みトグル式両極双方向スイッチ 21. 露出または埋め込みトグル式双方向転換スイッチ(または中間スイッチ) 22. 露出または埋め込みシーソー式瞬動スイッチ(例、呼び鈴スイッチ) 23. 露出または埋め込み押しボタン式瞬動スイッチ(例、呼び鈴スイッチ)	適用規格: GB16915.1 GB15092の範囲に属するスイッチは含まない。
3. 機器カブラ (家庭用及び類似用途(0204)工業用(0203)を除く。	機器カブラ(家庭用及び類似用途) 1. 家庭用及び類似用途の、アース端子付き及びアース端子なしの交流両極機器カブラに適用する。同カブラは電源可とうコードを定格電圧が250Vを超えない、定格電流 が16Aを超えない、電源周波数 が50Hz もしくは 60Hz を超えない機器またはその他の電気設備に接続するのに用いる。 2. 機器または設備に取り付けられたインレット、及び機器または設備と一体になったインレットにも適用する。 3. 家庭用及び類似用途の機器または設備用交流両極、アース端子付きまたはアース端子無しの相互接続カブラにも適用し、定格電圧が250Vを超えない、定格電流が16Aを超えない、周波数 が50Hz もしくは 60Hz の交流電源に使用する。 4. 機器またはその他の設備と一体になったインレット、或いは機器またはその他の設備内に取り付けられた機器コンセントにも適用する。	1. 機器カブラ:コネクタ及びインレットの2つの部分を含む。 2. コネクタ。 3. 相互接続カブラ:プラグコネクタ及び機器コンセントの2つの部分を含む。 4. プラグコネクタ。 5. かみ合いが機器重量に左右されるカブラ。 6. 防護等級がIPX0より高い機器カブラ。	1. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 0.2A コネクタ 2. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 0.2A インレット 3. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の 2.5A コネクタ 4. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の2.5A インレット 5. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の2.5A コネクタ 6. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 2.5A インレット 7. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 6A コネクタ 8. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 6A インレット 9. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A コネクタ 10. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A インレット 11. 高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A コネクタ 12. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A コネクタ 13. 高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A インレット 14. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 10A インレット 15. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 10A コネクタ 16. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 10A インレット 17. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の 16A コネクタ 18. 低温条件で用いられるクラスⅠ設備の 16A インレット 19. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 16A コネクタ 20. 超高温条件で用いられるクラスⅠ設備の 16A インレット 21. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 16A コネクタ 22. 低温条件で用いられるクラスⅡ設備の 16A インレット 23. クラスⅠ設備用 2.5A プラグコネクタ 24. クラスⅠ設備用 2.5A 機器コンセント 25. クラスⅡ設備用 2.5A プラグコネクタ 26. クラスⅡ設備用 2.5A インレット 27. クラスⅠ設備用 10A プラグコネクタ 28. クラスⅠ設備用 10A 機器コンセント 29. クラスⅡ設備用 10A プラグコネクタ 30. クラスⅡ設備用 10A 機器コンセント 31. クラスⅠ設備用 16A プラグコネクタ 32. クラスⅠ設備用 16A 機器コンセント 33. クラスⅡ設備用 16A プラグコネクタ 34. クラスⅡ設備用 16A 機器コンセント 35. インレットとコネクタで構成される機器カブラ 36. 機器コンセントとプラグコネクタで構成される相互接続カブラ 37. 両極配線変更不能コネクタ 38. 両極アース付き配線変更不能コネクタ 39. 機器カブラ	適用規格: GB17465.1 GB17465.2 GB17465.3 GB17465.4

		40. コネクタ 41. インレット 42. 相互接続カブラ 43. プラグコネクタ 44. 機器コンセント	
機器カブラ(工業用) 1. 主に工業用として屋内及び屋外で使用する 定格動作電圧が690V d.e.または a.e. 及び 500Hz a.e.を超えない、 定格電流が 250Aを超えないケーブルカブラ及 び機器カブラに適用する。 2. これらの電気器具付属部品を建築現場に用 いる場合、または農業、商業、家庭用に用いる 場合を含む。 3. 電気設備に取り付けられたインレット、もしく は電気設備に固定されたインレットは本製品目 録に含まれる。本製品目録は超低電圧装置に 用いられる予定の電気器具付属部品にも適用 する。	工業用のコネクタ、インレット、カブラ	1. 工業用コネクタ 2. 工業用インレット 3. 工業用カブラ 4. 工業用ケーブルカブラ 5. 工業用機器カブラ 6. 工業用機器コンセント	適用規格: GB/T11918.1 GB/T11918.2 GB/T11918.4

4. サーマルリンク(0205) (自己声明方式B)	1. 一般屋内環境で使用される電気器具、電子設備及びそのユニットに取り付けられ、器具・設備の故障発生状況に過熱発生を防止するサーマルリンクに適用する。 2. サーマルリンク周囲の気候及びその他の直接環境が規定の条件と類似していれば、非屋内条件で使用されるサーマルリンクにも適用する。 3. 動作時に放出される溶融材料が設備の安全使用に影響することがない場合、特に可搬式または携帯式設備について、使用位置に関わらず安全使用に影響することがない場合は、溶融ストリップやワイヤのような簡単な形状のサーマルリンクにも適用する。 4. 交流定格電圧が 660Vを超えない、定格電流が 63Aを超えない、周波数が 45Hz-62Hz のサーマルリンクに適用する。	サーマルリンク	1. 金属エンクロージャのサーマルリンク 2. プラスチック・エンクロージャのサーマルリンク 3. 陶磁器エンクロージャのサーマルリンク 4. 陶磁器台座のサーマルリンク	適用規格： GB9816.1 腐食性または爆発性大気等の極端な条件下で使用するサーマルリンクは含まない。
5. 家庭用及び類似用途の固定式電気装置の電気器具付属部品エンクロージャ(0206)	1. 屋内または屋外で使用する定格電圧が 440V を超えない家庭用及び類似用途の固定式電気装置の電気器具付属部品のエンクロージャまたはエンクロージャ部品に適用する。 2. 本製品目録が指すエンクロージャとは、電気器具付属部品に取り付ける露出式、埋め込み式、半埋め込み式の取り付け箱のカバーまたはカバープレートを含み、これらのカバーまたはカバープレートは電気器具付属品の一部であってもまたそうでなくてもよい。 3. 照明設備の取り付けまたは吊り下げ用の取り付け箱にも適用する。 4. 家庭用及び類似の固定式電気装置の電気器具付属部品のエンクロージャ及びその中の部品にも適用する。使用予定定格電圧は 400V を超えず、入力総負荷電流は 125A を超えず、正常使用における最大消費電力容量はメーカーが公表する。これらのエンクロージャは家庭用の保護装置及び電源消費電力付きまたは電源消費電力無しの装置に用いられることが予定されている。さらに、取り付けが予想される予想短絡電流が 10kA を超えない場合、保護を行う被制限電流保護設備がついている場合を除き、切断電流は 17kA を超えない。	取り付け箱、カバーまたはカバープレート、パネル、電気ボックスのボディ。	1. プラスチックまたは金属のパネル 2. 露出式取り付け箱 3. 埋め込み式または埋め込みプラスチック取り付け箱 4. 埋め込み式または埋め込み金属取り付け箱 5. 半埋め込み式プラスチックまたは金属取り付け箱 6. プラスチックもしくは金属のカバーまたはカバープレート 7. プラスチックまたは金属のエンクロージャ 8. プラスチック配電ボックスのボディ 9. 金属配電ボックスのボディ 10. プラスチック照明ボックスのボディ 11. 金属照明ボックスのボディ 12. 防水パネル 13. 床板コンセント取り付け箱	適用規格： GB17466.1 GB17466.21 GB17466.23 GB17466.24 スイッチ設備及び制御設備に過電流保護装置付き組み合わせ装置のエンクロージャと、母線ダクト型のエンクロージャは含まない。

6. ミニチュアヒューズの管形ヒューズ(0207) (自己声明方式B)	1. 通常屋内で使用する電気装置、電子設備、その中の部品を保護するミニチュアヒューズに適用する。 2. 通常屋内で使用する電気装置、電子設備、その中の部品を保護するミニチュアヒューズ用管形ヒューズに適用する。 3. プリント基板用で且つ屋内で使用する電気装置、電子設備、その中の部品を保護するサブミニチュアヒューズに適用する。	ミニチュアヒューズの管形ヒューズ	1. 即断型・高遮断容量 5×20mm のヒューズ (標準規格単1) (管形ヒューズ) 2. 即断型・低遮断容量 5×20mm のヒューズ (標準規格単2) (管形ヒューズ) 3. タイムラグ型 (耐サージ) 低遮断容量 5×20mm のヒューズ (標準規格単3) (管形ヒューズ) 4. 即断型・低遮断容量 6.3×32mm のヒューズ (標準規格単4) (管形ヒューズ) 5. タイムラグ型 (耐サージ) 高遮断容量 5×20mm のヒューズ (標準規格単5) (管形ヒューズ) 6. 即断型・低遮断容量のサブミニチュアヒューズ (標準規格単1) (サブミニチュアヒューズ) 7. 即断型・低遮断容量のサブミニチュアヒューズ (標準規格単2) (サブミニチュアヒューズ) 8. 即断型・低遮断容量のサブミニチュアヒューズ (標準規格単3) (サブミニチュアヒューズ) 9. タイムラグ型、低遮断容量のサブミニチュアヒューズ (標準規格単4) (サブミニチュアヒューズ)	適用規格: GB9364.1 GB9364.2 GB9364.3 特殊条件 (例えば、腐蝕或いは爆発環境) で使用する電気装置のヒューズは含まない。
--	---	------------------	--	--

三、低圧電気器具 (9品目) 動作電圧が交流 1000V (動作電圧が AC1140V の電気器具は参照実行することができる)、 直流 1500V 以下の電気回路における電気設備を低圧電気器具という。				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 漏電保護器 (0306) (自己声明方式B)	交流定格電圧が 380V まで、定格電流が 200A までの漏電保護器に適用する。残留電流の検査を行い、残留電流と基準値を比較して、残留電流が基準値を超えた時は被保護回路を切断する等、3つの機能を同時に行える残留電流装置 (例:漏電ブレーカ) または組み合せ装置 (例:漏電リレーと低圧ブレーカまたは低圧接触器の組み合わせからなる漏電保護器)。	残留電流装置	家庭用及び類似用途の過電流保護無し移動式残留電流装置 (PRCD) とは、1個のプラグ、1個の漏電動作保護器、1個またはいくつかのコンセントまたは配線装置が1つに組み合わされた漏電保護器のことである。 家庭用及び類似用途の過電流保護付きまたは過電流保護無しのコンセント式残留電流電気器具 (SRCD) とは、家庭用及び類似用途のアース端子付きまたはアース端子なしの両極コンセントに組み入れる、または一緒に使用する残留電流動作電気器具のことである。	適用規格: GB20044 GB28527 電池を含むPRCD、電源側の故障を検査する補強機能付きで電力供給回路の故障時に閉鎖するのを防止するPRCDは含まない。電池を含むSRCD、負荷への電力供給を除き、その他の回路に電力を供給するSRCDは含まない。
		残留電流動作リレー	ゼロシーケンス変流器が残留電流を検査し、且つ規定の条件で、残留電流が既定値に達するか或いは既定値を超えた時に、電気器具の1つ以上の電気出力回路における端子に開閉動作を起こさせるスイッチング電源。具体例は以下の通り: AC型残留電流動作リレー A型残留電流動作リレー	適用規格: GB/T22387 過負荷保護を兼ね備えたり レー、位相振幅弁別漏電リレー、パルス型漏電リレーは含まない。

2. ブレーカ(0307) (自己声明方式B)	主端子によって定格電圧が交流 1000V または 直流 1500V を超えない回路に接続するブレー カに適用する。	低圧ブレーカ	正常回路条件で電流を接続し、流し、切断でき、規定の非正常条件（例：短絡条件）で 一定の時間電流を接続し、流し、電流を切断できる一種の機械スイッチ電気器具。具体例 は以下の通り： プラスチックエンクロージャ式ブレーカ（MCCB） 残留電流保護付きブレーカ 電子式プラスチックエンクロージャ式ブレーカ 智能型プラスチックエンクロージャ式ブレーカ 磁場ブレーカ 遮断機 自動消磁スイッチ モータ保護用ブレーカ 万能式（フレーム式）ブレーカ ノンヒューズブレーカ 直流快速ブレーカ エアブレーカ(ACB) 真空ブレーカ(VCB) 限流ブレーカ 挿入式ブレーカ 引出式ブレーカ 気体ブレーカ 過電流保護要求の無いブレーカ 残留電流装置モジュール(内部電流遮断装置無し) 瞬時トリップブレーカ(ICB)	適用規格： GB14048.1, GB14048.2
		過電流保護無し残留電流動作ブレーカ (RCCB)	残留電流動作ブレーカとは、正常作動条件で電流を接続し、流し、切断することができ、 規定の条件で残留電流が規定値に達した時に、端子を切断させることができる機械スイッ チ電気器具を指す。具体例は以下の通り： 動作機能が電源電圧と無関係な RCCB（電磁式） 動作機能が電源電圧と関係する RCCB（電子式） 固定設置と固定配線の RCCB 移動式及びケーブル接続の RCCB AC型 RCCB A型 RCCB B型 RCCB タイムラグ型 RCCB 非タイムラグ型 RCCB	適用規格： GB16916.1 GB16916.21 GB16916.22 GB22794 電池を用いるRCCBは含まな い。
		過電流保護付き残留電流動作ブレーカ (RCBO)	RCBO とは、過負荷及び/または短絡保護機能を実行できる残留電流動作ブレーカを指 す。具体例は以下の通り： 動作機能が電源電圧と無関係な RCBO（電磁式） 動作機能が電源電圧と関係する RCBO（電子式） 固定設置と固定配線の RCBO 移動式及びケーブル接続の RCBO AC 型 RCBO A 型 RCBO B 型 RCBO タイムラグ型 RCBO 非タイムラグ型 RCBO	適用規格： GB16917.1 GB16917.21 GB16917.22 GB22794 モータ保護に用いるRCBO、整 定電流値をユーザーが使用す る時に自動調整することがで きるRCBO、電池を用いるRCBO は含まない。

		家庭用及び類似場所を用いる過電流保護ブレーカ	建築物の回路施設の過電流を保護する、及びそれに類似した用途に用いて、これらのブレーカは訓練を受けていない人でも使用できるように設計されており、メンテナンスを行う必要がない。具体例は以下の通り： 単極ブレーカ 保護極が1つ付いた二極ブレーカ 保護極が2つ付いた二極ブレーカ 保護極が3つ付いた三極ブレーカ 保護極が3つ付いた四極ブレーカ 保護極が4つ付いた四極ブレーカ	適用規格： GB10963.1 GB10963.2 GB24350 整定電流がユーザーでも接触可能な器具で調整することのできるブレーカは含まない。
		設備用ブレーカ（CBE）	CBE とは、特に設備の保護に用いられ、正常な回路の状況で電流を接続し、流し、切断し、規定の非正常回路状況で一定時間電流を接続し、流し、自動的に電流を切断する機械スイッチ電気器具である。具体例は以下の通り： R 型設備用ブレーカ M 型設備用ブレーカ S 型設備用ブレーカ J 型設備用ブレーカ E 型設備用ブレーカ	適用規格：GB17701
3. ヒューズ (0308) (自己声明方式B)	電流が長い時間規定値を超えた時、1つ以上の特別に設計された比例する溶体を溶断してこの電流を切断することにより、接続した回路を切断する装置。ヒューズは完全な装置を形成するすべての部品から構成される。定格切断容量が 6kA より小さくならない密封式限流溶断体を持つヒューズに適用する。このヒューズは、公称電圧が1000V を超えない交流商用周波数回路または公称電圧が 1500V を超えない直流回路を保護するのに用いる。	専門職員が使用するヒューズ	専門職員が使用するヒューズに適用する。具体例は以下の通り： ナイフ型端子ヒューズ 衝撃器付きナイフ型端子ヒューズ 螺旋型接続ヒューズ 円筒型キャップヒューズ 偏向ナイフ型端子ヒューズ “gD” 及び “gN” 特性ヒューズ	1. 適用規格： GB13539.1, GB/T13539.2
		非熟練員が使用するヒューズ	定格電流が 100A を超えない、定格電圧が交流 500V を超えない非熟練員が使用する家庭用及び類似用途の “gG” ヒューズに適用する。具体例は以下の通り： D型ヒューズ NF型円管式ヒューズ BS型円管式ヒューズ イタリア式円管式ヒューズ 挿脚式ヒューズ プラグに用いる円管式ヒューズ	適用規格： GB13539.1, GB13539.3
		半導体設備保護用ヒューズ	規定の条件で、切断範囲内のいかなる電流も切断することができる限流ヒューズ。具体例は以下の通り： A 型螺旋接続ヒューズ B 型螺旋接続ヒューズ C 型螺旋接続ヒューズ A 型接触片式ヒューズ B 型接触片式ヒューズ A 型円筒キャップヒューズ	1. 適用規格： GB13539.1 GB/T13539.4

4. 低圧スイッチ（アイソレータ、アイソレータスイッチ、ヒューズ組み合わせ電気器具）(0302)（自己声明方式B）	正常回路条件（規定の過負荷動作条件を含む）で電流を接続し、流し、切断し、規定の非正常回路条件（例：短絡条件）で規定の時間電流を流すことができる一種の機械スイッチ電気器具。定格電圧が交流 1000V を超えない、または直流 1500V を超えない配電回路およびモータ回路におけるスイッチ、アイソレータ、アイソレータスイッチ、ヒューズ組み合わせ電気器具に適用する。	アイソレータ	切断状態で規定の隔離機能要求に適合できる機械スイッチ電気器具。具体例は以下の通り： ヒューズ式アイソレータ アイソレータ	適用規格： GB14048.1 GB14048.3
		アイソレータスイッチ	切断状態でアイソレータの隔離要求に適合できるスイッチ。具体例は以下の通り： ヒューズ式アイソレータスイッチ ヒューズ式スイッチ アイソレータスイッチ ナイフスイッチ 手動転換スイッチ/電気転換スイッチ 逆順スイッチ 組み合わせスイッチ 鉄エンクロージャスイッチ 二重レバースイッチ 開放式負荷スイッチ	適用規格： GB14048.1 GB14048.3
		ヒューズ組み合わせ電気器具	メーカーにおいて、またはその説明書に従って、機械スイッチ電気器具を1つ以上のヒューズといっしょに同一ユニット内に取り付ける組み合わせ電気器具。具体例は以下の通り： スイッチヒューズアセンブリ アイソレータスイッチヒューズアセンブリ 隔離器ヒューズアセンブリ	適用規格： GB14048.1 GB14048.3
5. その他の回路保護装置 (0304、0307、0309)（自己声明方式B）	回路または回路における部品が損壊しないように保護する電気器具。主端子で接続する定格電圧が交流 1000V または直流 1500V を超えない回路に適用する。	限流器 (0307)	限流器	適用規格： GB14048.1 GB14048.2
		回路保護装置 (0309)	制御及び保護スイッチ電気器具	適用規格： GB14048.1 GB14048.9
		過電流保護器、熱保護器、過負荷リレー、低圧機電式接触器 (0304)	電子式リレー 過負荷リレー/熱リレー 熱保護器 過電流保護器 低圧機電式接触器	適用規格： GB14048.1 GB14048.4
		モータ始動器 (0304)	モータ始動器 スターデルタ始動器 可逆始動器 回転子可変抵抗式始動器 電磁始動器 総合保護始動器 自動減圧始動器	適用規格： GB14048.1 GB14048.4

6. リレー (0303) (自己声明方式B)	制御電気器具の電気入力量の回路における変化が規定の要求に達した時に、電気器具の1つ以上の電気出力回路において、被制御量に予定の磁束の変化を生じさせるスイッチ電気器具で、定格電圧が交流 1000V（周波数 1000Hz を超えない）または直流 600V を超えない制御回路電気器具に適用する。	接触器式リレー	接触器式リレー	適用規格： GB14048.1 GB14048.5 以下のものは含まない。 1. GB/T14598及びIEC60255に 関係するリレー。 2. 家庭用及び類似用途の自 動電気制御部品。 3. 動作電圧が 36V 以下の製 品。
		タイムリレー	トランジスタ・タイムリレー タイムリレー	適用規格： GB14048.1, GB14048.5 以下のものは含まない。 1. GB/T14598及びIEC60255に 関係するリレー。 2. 家庭用及び類似用途の自 動電気制御部品。 3. 動作電圧が36V以下の製 品。
		中間リレー	電圧リレー 周波数リレー 温度リレー 水位リレー 速度リレー 過電流リレー 直流電磁リレー	適用規格： GB14048.1, GB14048.5 以下のものは含まない。 1. GB/T14598及びIEC60255に 関係するリレー。 2. 家庭用及び類似用途の自 動電気制御部品。 3. 動作電圧が36V以下の製 品。
7. その他のスイッチ (0305) (自己声明方式B)	正常回路条件（過負荷動作条件を含む）で電流を接続し、流し、切断でき、規定の非正常条件（例：短絡条件）で一定の時間電流を流すことができる一種の機械スイッチ電気器具。近接スイッチとは、運動部品との機械的接触がなく、動作できる位置スイッチを指す。定格電圧が交流 1000V（周波数 1000Hz を超えない）または直流 1500V を超えない制御回路電気器具に適用する。	電気器具スイッチ、真空スイッチ、圧カスイッチ、フットスイッチ、熱敏感スイッチ、水位スイッチ、ボタンスイッチ、リミットスイッチ、微動スイッチ、温度スイッチ、行程スイッチ、逆順スイッチ	電気器具スイッチ カムスイッチ 制御スイッチ アンバランススイッチ 急停止スイッチ コードスイッチ タイムラグスイッチ 真空スイッチ 圧カスイッチ フットスイッチ 熱敏感スイッチ 水位スイッチ ボタンスイッチ 組み合わせボタンスイッチ キー式操作ボタン 指示ランプ式ボタン 定方向防護式ボタン パイロットボタン リミットスイッチ 微動スイッチ 温度スイッチ 行程スイッチ 逆順スイッチ プログラム制御器 ロータリースイッチ	適用規格： GB14048.1 GB14048.5 GB/T14598及びIEC60255に 関係するリレー、または家庭用及 び類似用途の自動電気制御部 品は含まない。

		近接スイッチ	運動部品との機械的接触がなく、動作できる位置スイッチ。 金属及び（または）非金属の物体が存在するかどうかを検査できるインダクタンス式およびコンデンサ式の近接スイッチ、音を反射する物体が存在するかどうかを検査できる超音波式近接スイッチ、物体が存在するかどうかを検査できる光電式近接スイッチに適用する。具体例は以下の通り。 近接スイッチ インダクタンス式近接スイッチ コンデンサ式近接スイッチ 超音波式近接スイッチ 光電式近接スイッチ 非機械的磁気式近接スイッチ	適用規格： GB14048.1 GB/T14048.10 アナログ出力付きの近接スイッチは含まない。
		変換スイッチ	定格電圧が交流1000Vを超えないまたは直流1500Vを超えない変換スイッチ電気器具（TSE）に適用する。TSEは、変換過程中に負荷に対する給電を中断する電源システムに用いる。具体例は以下の通り。 自動変換スイッチ電気器具（ATSE） 手動操作変換スイッチ電気器具（MTSE） リモコン操作変換スイッチ電気器具（RTSE）	適用規格： GB14048.1 GB/T14048.11 緊急用の照明のみに用いる TSEは含まない。
8. その他の装置（0304、0305） （自己声明方式B）	定格電圧が交流 1000V（周波数 1000Hz を超えない） または直流 1500V を超えない制御回路電気器具に適用する。	モータ始動器（0304）	モータ始動器 スターデルタ始動器 可逆始動器 回転子可変抵抗式始動器 電磁始動器 総合保護始動器 自動減圧始動器	適用規格： GB14048.1 GB14048.4
		信号灯、補助接点ユニット、マスターコントローラ（0305）	信号灯 信号灯アセンブリ 補助接点ユニット 補助スイッチ マスターコントローラ	適用規格： GB14048.1、 GB14048.5 GB/T14598及びIEC60255に関係するリレー、または家庭用及び類似用途の自動電気制御部品は含まない。
		交流半導体モータ制御器及び始動器（0304）	交流半導体モータ制御器は、交流モータの為に始動機能と停止状態を提供する半導体スイッチ電気器具である。具体例は以下の通り。 モータ・ソフト始動器 モータ負荷半導体接触器	適用規格： GB14048.1、 GB14048.6 非正常回転速度下で交流モータの回転速度を制御し、非モータ負荷を制御し続ける半導体装置と半導体接触器、IEC60146の電子式交流変流器は含まない。
		接触器（0304）	交流接触器 直流接触器 切換えコンデンサ接触器 真空接触器 家庭用及び類似用途用接触器	適用規格： GB14048.1 GB14048.4 GB17885

9. 低圧スイッチプラント (0301) (自己声明方式B)	1つまたはそれ以上の低圧スイッチ設備及びこれと関連する制御、測定、信号、保護、調節等の設備で、メーカーが内部の電機と機械のすべての接続に責任を負い、構造部品を用いて完全に1つに組み立てた組み合わせ構造体。 定格電圧が交流 1000V を超えない、周波数が 1000Hz を超えない低圧スイッチプラントに適用する。発電、出力、配電・電力量変換設備、電力量消耗制御設備と組み合わせて使用するプラントに適用する。一次的に設計、製造、検証する、或いは完全に標準化されたロット生産のプラントに適用する。	電力スイッチプラント(PSC)	開口式プラント 固定パネル式プラント 密封式プラント（キャビネット式プラント、キャビネットセット式プラント、固定密封式プラント、引き出し式プラント、台式プラント、ボックス式プラント、ボックスセット式プラント）	適用規格： GB7251.1 GB7251.12 スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。
		母線幹線システム（バスダクト）	母線、母線支持部品と絶縁部品、エンクロージャ、いくつかの固定部品、その他のユニットが接続した接続部品で構成される。これは、分配接続装置付きでも、分配接続装置付きでなくてもよい。 密集絶縁バスダクト 空気絶縁バスダクト スライド式バスダクト	適用規格： GB7251.1 GB7251.2 GB7251.6(2015年33号公告でGB7251.2からGB7251.6へ変更) スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。
		配電盤	スイッチまたは保護部品（例：ヒューズまたは小型ブレーカ）を持ち、かつ、1本以上の入出線回路を持って、中性導体と保護回路導体の端子を接続するプラント。屋内の固定取り付け式プラントは、民間用（家庭用）または非専門職員が入れる場所での使用に適用する。 照明配電箱 電力メータ計量箱 コンセント箱	適用規格： GB7251.1 GB7251.3 スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。
		建築現場用プラント（ACS）	建築現場で使用する組み合わせ装置。この組み合わせ装置は、1つ以上の変圧器またはスイッチが、制御、測定、信号、保護、調節、内部電気、機械接続部品、構造部品と組み合わせられて構成される。 引込み線及び計量用 ACS 主配電 ACS 配電用 ACS 変圧器 ACS ターミナル配電用 ACS コンセント引き出し線 ACS	適用規格： GB7251.1 GB7251.4 スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。
		公共電力供給網動力配電プラント	この装置は、固定取り付け式の型式試験プラントで、三相システムの電力分配に用いる。 ケーブル配線箱 変電所ケーブル配電パネル	適用規格： GB7251.1 GB7251.5 スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。
		低圧プラント無効電力補償装置	1つ以上の低圧スイッチ設備、低圧コンデンサ及びこれと関連する制御、測定、信号、保護、調節等の設備で、メーカーが内部の電気と機械のすべての接続を完了させ、構造部品を用いて完全に1つに組み立てた一種の構造体。 具体例は以下の通り。 低圧無効効率補償装置 低圧フィルタ及び無効効率補償装置	適用規格： GB/T15576 スマート型機器については、 GB/T7251.8に基づいた補足試験を行わなければならない。

四、小電力モータ（1品目）

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 小電力モータ(0401) (自己声明方式B)	定格電圧が 36Vより大きく（直流または交流の実効値）、直流 1500V、交流 1000V より小さい駆動用小電力モータに適用する。以下のものを含める。 1. 回転速度を 1500r/minに換算した時に、最大連続定格が 1.1kW を超えない各種の交流非同期モータ、交流同期モータ。 2. 最大連続定格が 1.1kW を超えない交流整流器モータ、直流モータ。 注 1：定格電力≦同期回転速度×1.1kW/1500。 注 2：防爆モータ及び制御モータ（サーボモータ、ステッピングモータ、シンクロナイザ、リゾルバ、タコメータ発電機、誘導移相器等）は含まない。 注 3：一定基準以上の適用範囲を超える多電圧、多回転速度モータには適用しない。	三相非同期モータ（YS系列）	工業用及び類似用途に用いる。	適用規格： GB12350
		抵抗始動非同期モータ（YU 系列）	家庭用、工業用及び類似用途：抵抗始動で、遠心スイッチを持つ。	
		コンデンサ始動非同期モータ（YC 系列）	家庭用、工業用及び類似用途：始動用コンデンサ、遠心スイッチを持つ。	
		コンデンサ運動非同期モータ（YY 系列）	家庭用、工業用及び類似用途：モータ運転用のコンデンサを持つ。	
		二重値コンデンサ非同期モータ（YL 系列）	工業用及び類似用途：始動用のコンデンサ、遠心スイッチ、モータ運転用コンデンサを持つ。	
		一般用途くま取り非同期モータ	一般用途のくま取り非同期モータに適用する。	
		三相電機ポンプ用モータ	主に冷却液の輸送用に用いられる。	
		ディスクブレーキ非同期モータ	工業用及び類似用途：電気子及び回転子がディスク状で、空隙磁場 — 軸向構造を持つ。	
		単相直巻モータ	一般用途、家庭用及び類似用途の家庭用電気器具、医療器械、一般設備、測定器具、機械用の小電力単相直巻モータに適用する。	
		三相クラッチモータ	主に工業用ミシンで使用される。	
		単相クラッチモータ	主に工業用ミシンで使用される。	
		ポンプ用モータ	ポンプと共軸の三相、単相抵抗始動、単相コンデンサ始動、単相コンデンサ運転小電力非同期モータ。	
		家庭用ミシンモータ	家庭用ミシンモータ。	
		洗濯機用モータ	一般家庭用電動洗濯機（洗浄機及び洗浄 — 脱水機）用モータ。	
		洗濯機脱水用モータ	一般家庭用洗濯機脱水用モータ。	
		エアコンファン用モータ	凝縮器、蒸発器、全密封モータコンプレッサ付きの部屋用エアコンファン用モータ及びヒートポンプ、除湿器、ファンコイル式エアコンファン用モータ。	
		交流扇風機用モータ	交流扇風機（壁掛扇風機、卓上扇風機、スタンド式扇風機を含む）用の単相コンデンサ運転非同期モータ、ブラシレス直流モータ及び単相くま取り非同期モータ。	
		回転フロントルーバファン用モータ	回転フロントルーバファン用の単相コンデンサ運転非同期モータ、ブラシレス直流モータ及び単相くま取り非同期モータ。	

レンジフード用モータ	家庭用レンジフード用単相コンデンサ運転非同期モータ、ブラシレス直流モータ。	
家庭換気扇用モータ	家庭及び類似用途の換気扇用単相コンデンサ運転非同期モータ、ブラシレス直流モータ及び単相くま取り非同期モータ。	
ミキサー用直巻モータ	カッター付きのミキサー及び類似用途用モータ。	
家庭真空掃除機用単相直巻モータ — ファン	家庭真空掃除機用単相直巻モータ — ファンに適用する。	
一般用途用永久磁石同期モータ	一般用途用永久磁石同期モータに適用する。	
クローポール式永久磁石同期モータ	マルチレベル減速ギヤボックス付きの永久磁石同期モータ。	
直流モータ	最大連続定格電力が 1.1kW を超えない永久磁石式及び電磁式の小電力直流モータ。	
—	以上の範囲外の、GB12350 規格に従って設計、生産を行い、本規則の適用範囲に合致するその他の系列のモータ。	
三相非同期モータ	工業及び類似用途。	適用規格： GB14711 コンクリートパイププレート用モータは含まない。
ポールチェンジ多速度三相非同期モータ (YD 系列)	工業及び類似用途：モータはポールチェンジによって変速し、二速、三速、四速の3種類のタイプがある。モータの固定子コイルは二速の時は1組、三速、四速の時は2組である。	
高回転差率三相非同期モータ (YH 系列)	工業及び類似用途：S3 を基準の周期動作基準量とし、負荷持続率を15%、25%、40%、60%の4種類に分ける。	
電磁速度調節モータ (YCT 系列)	工業及び類似用途：電磁回転差クラッチ、スタートモータ、電磁速度調節制御器から構成される。スタートモータをフランジ端の蓋止口によってクラッチの台座に直接取り付けられる組合せ式構造を持つ。	
電磁速度調節モータ (YCTD 系列)	工業及び類似用途：電磁回転差クラッチ、スタートモータ、電磁速度調節制御器から構成される。スタートモータをフランジ端の蓋止口によってクラッチの台座に直接取り付けられる組合せ式構造を持つ。低抵抗端環電磁速度調節モータの1種で、速度調節範囲は YCT 速度調節モータよりも大きい。	
ギヤ減速三相非同期モータ (YCJ 系列)	工業及び類似用途：出力回転速度は約 15 ~ 600r/min。減速モータは外啮合せ伸開線円柱ギヤを採用し、単級、両級、三級の減速伝動に分け、正逆方向の回転を行うことができる。	
ポールチェンジ多速度三相非同期モータ (YDT 系列)	主に、ファン、ポンプ類の負荷に対して用いるポールチェンジ多速度三相非同期モータ：モータはポールチェンジによって変速し、二速、三速の2種類のタイプがある。	
電磁ブレーキ三相非同期モータ (YEJ 系列)	工業及び類似用途：三相非同期モータと電磁ブレーキから構成される。	
屋外及び屋外化学腐食三相非同期モータ (Y-W 系列及び Y-WF 系列)	工業及び類似用途：屋外及び屋外の腐蝕環境に適用する。モータは耐えられる使用環境の化学的媒質の厳しさの程度に応じて、屋外軽腐食防止型 (Y-W)、屋外中等腐食防止型 (Y-WF1)、屋外強腐食防止型 (Y-WF2) に分けられる。	

		腐食防止型三相非同期モータ（Y-F系列）	工業及び類似用途：屋内の腐食環境に適用する。モータは耐えられる使用環境の化学的媒質の厳しさの程度に応じて、屋内中等腐食防止型（Y-F1）、屋内強腐食防止型（Y-F2）に分けられる。
		木工用三相非同期モータ（Y-M 系列）	工業及び類似用途：主に木工機械の駆動に用いる。
		振動源三相非同期モータ	工業及び類似用途：振動モータの偏りが規定の位置にある条件で、振動モータ自ら振動力を発生する。
		YLJ 系列トルク三相非同期モータ	工業及び類似用途：モータの基準量は、負荷がない状態から最大負荷までの間で、負荷と回転速度が連続的に変化する S9 動作制の非周期的動作基準量である。
		インバータ速度調節専用三相非同期モータ（YVF2）	工業及び類似用途：モータは規定周波数の範囲内で一定のトルク（3Hz または 5～50Hz）と一定の電力（50～100Hz）で動作する。
		小型平面ブレーキ三相非同期モータ	工業及び類似用途：ディスク式固定子、回転子構造を持つ。
		バルブ電動装置用三相非同期モータ（YDF2 系列）	工業及び類似用途：バルブ電動装置に適用する。モータの基準量は短時間動作制（S2～10min）を基準とする短時間基準量である。
		—	以上のモータを除いて、GB14711に従って設計、生産した本規則の適用範囲に合致するその他の系列のモータ。

五、電動工具（16品目）
1. 手で持って操作するもの、電源コードを持ち（電源ボックス、またはモータ－発動機セットを付帯するものを含む）電源スイッチを内蔵するもの、モータまたは電磁鉄が動力となって駆動するもの。
2. 交流単相と直流定格電圧は50Vより大きく、250V以下、交流三相定格電圧は440V以下。
3. 中間周波数電動工具（電源ボックスまたはモータ－発動機セット、或いは電源転換器を用いて電力供給する工具を除く）、GB3883.1付属書Kに関わる電池式電動工具には適用しない。

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 電気ドリル（0501） （自己声明方式A）	—	ドリル、ハンドドリル、角度固定ドリル、全方位ドリル	1. 金属、木材、プラスチック等の各部材に対し、穴を開けるための電気工具。 2. 単速、双速、多速度構造を持ち、インパクト機構を持たない。 3. 一般に直巻モータを用いて動力としているが、少数の製品は三相非同期モータを動力としている。	適用規格： GB3883.1 GB3883.6 GB4343.1 GB17625.1
		インパクトドリル	1. 出力軸に取り付けられたドリルを用いて、インパクト機構によってコンクリート、レンガ、類似材料に穴を開けるための電気工具。 2. インパクト — 回転装置を調節することによって、インパクト機能を消して回転機能を残すことができるので、金属、木材、プラスチックの部材に対し、穴開け作業を行うことができる。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	

2. 電動ドライバ及びインパクトレンチ(0502)	—	電動ドライバ、タッピングねじ用ドライバ、電動栓抜き、永久磁石直流ドライバ、直流ブラシレスドライバ	1. 各種ドライバを用いてねじ等の部品を絞めたり緩めたりする電動工具。 2. インパクト機構は持たないが、深さの調節またはトルクの設定、回転の遮断ができる機能があっても良い 3. 永久磁石直流ドライバは一般に直流モータを用いて駆動し、一緒に提供される電源ボックスから直流電流を供給する。直流ブラシレスドライバのモータは交流誘導モータで、一般に変換器を用いて直流電流を高周波交流電流へ変換する。その他のドライバは一般的に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.2 GB4343.1 GB17625.1
		インパクトレンチ、電動レンチ	1. 筒金によってボルト、ナット等の部品を絞めたり緩めたりする電動工具。 2. インパクト機構を持ち、インパクト機構によってボルト、ナットを締める。深さの調節またはトルクの設定、回転の遮断ができる機能があっても良い。 3. 一般に直巻モータを用いて電力としているが、少数の製品は三相非同期モータを動力としている。	適用規格: GB3883.1 GB3883.2 GB4343.1 GB17625.1 非インパクト類の電動レンチは含まない。
3. 電動グラインダ(0503) (自己声明方式A)	—	角度固定サンダ、サンドミル、湿式サンダ、カッター、砥石立て削り盤	1. 跛形、環状、平行の砥石を用いて、金属材料、部材、石材の平らでない部位、溶接の継ぎ目、床等に対し、艶出しまたは金属材料の切断を行う電気工具。床の艶出しを行うときは、一般に水源を持っていないなければならない。 2. 水源を持って作業するときは、定格電圧が115Vを超えない絶縁変圧器を用いて電力を供給しなければならない。 3. 一般に直巻モータを採用して動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.3 GB4343.1 GB17625.1
		電動ミル、型電動ミル、弁座電動ミル、吊下げ電動ミル	1. いろいろな形式の小型グラインダ、砥石を用いて、特定の形状の部材を磨いたり、表面材料を取り除いたりする電気工具。 2. 一般的な製品は本体を手で持って操作するが、フレキシブルシャフトにより駆動する製品もあり、モータ部分を吊り下げて使用する。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
		直線グラインダ	1. 円柱形砥石の円柱面を用いて金属材料、部材の平らでない部位、溶接の継ぎ目等に対し、艶出し、表面材料の除去を行う電気工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。少数の製品では三相非同期モータを用いて動力とする。	
		研磨機	1. 磨き盤を用いて各種材料の表面を磨く電気工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
		ディスク式サンダ	1. 機台パッドの円形サンドペーパーを用いて材料表面を磨く電気工具。 2. サンドディスクとモータシャフトは剛性接続し、サンドディスクはモータに従って回転運動だけを行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	

4. サンド(0504)	—	非ディスク式サンダ、規則的な運動をする(平板)振動式サンダ、フラット研削盤	1. 偏心接続の機台に取り付けられた異なる形状のサンドペーパーを用いて、材料表面を磨く電気工具。 2. サンドディスクとモータシャフトは偏心接続し、サンドディスクはモータシャフトの回転動作に従って軌跡運動だけを行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.4 GB4343.1 GB17625.1
		無規則運動の円盤サンダ	1. 偏心接続の機台に取り付けられた円形のサンドペーパーを用いて、材料表面を磨く電気工具。 2. サンドディスクとモータシャフトは偏心接続し、サンドディスクはモータシャフトの回転動作に従って軌跡運動を行い、また、同時にモータシャフトの回転動作に従ってランダムに回転運動を行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
		非ディスク式研磨機	1. 偏心接続の機台に取り付けられた円形の磨き盤を用いて、材料表面を磨く電気工具。 2. 磨き盤とモータシャフトは偏心接続し、磨き盤はモータシャフトの回転動作に従って軌跡運動を行い、また、同時にモータシャフトの回転動作に従ってランダムに回転運動を行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
		ベルト式サンダ	1. 環状のサンダベルトを用いて部材に対し、表面材料を取り除く電気工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
5. 丸のこ(0505)	—	電動丸のこ	1. 丸のこを用いて木質部材を切断する木工用電気工具。 2. 底板上方に固定カバー、下方に移動カバーを取り付け、のこぎりの平面内に飛散防止カバーを取り付ける。飛散防止カバーは取り付けなくてもよい。 3. 回転砥石付きの丸のこには適用しない。 4. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.5 GB4343.1 GB17625.1
6. 電動ハンマ(0506) (自己声明方式A)	—	電動ハンマ	1. ピストンの衝撃エネルギーでたがね、ドリルの回転運動を補い、レンガ、コンクリート部材、軽質壁、石材等の建築材料に穴を開ける電気工具。 2. 出力シャフトが回転し、衝撃機能だけを持ち、一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.7 GB4343.1 GB17625.1
		ハンマドリル、回転電気ハンマ	1. ピストンの衝撃エネルギーでたがね、ドリルの回転運動を補い、レンガ、コンクリート部材、軽質壁、石材等の建築材料に穴を開ける電気工具。 2. 出力シャフトが回転し、衝撃及び単純回転の2つの機能を持つ。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
		電動ショベル、電動削岩機、枕木電動ショベル	1. ピストンの衝撃エネルギーでたがねを打ち、レンガ、コンクリート部材、軽質壁、石材、地面等の建築材料に穴を開ける電気工具。 2. 出力シャフトは衝撃機能だけを持ち、回転機能は持たない。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
7. 不燃性液体電動スプレーガン(0507)	—	不燃性液体電動スプレーガン	1. スプレーガン内部のピストンの往復運動によって負の圧力を形成し、吸管を使って容器内の低粘度の不燃性の各種液体を霧状にして噴射する電気工具。 2. 電磁鉄、容器、吸管、ノズルから構成される。 3. 一般に電磁鉄を用いて動力とする。回転類のスプレーガンもある。	適用規格: GB3883.1 GB3883.13 GB4343.1 GB17625.1

8. 電動ハサミ(0508)	—	電動ハサミ、二枚刃電動ハサミ	1. 出力シャフトのハサミで金属板、金属薄板、金属棒を切る電気工具。 2. 工具の上の刃が上下の往復運動をして、下の刃と切断運動を行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.8 GB4343.1 GB17625.1
		電動インパクトハサミ	1. 打ち込み刃物を用いて金属板、金属薄板（段ボール、波板も含む）部材、金属棒を切る電気工具。 2. 工具の打ち込み刃物が上下の往復運動をして切断する。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	
9. タップドリル(0509)	—	タップドリル	1. 細かい錐で金属、プラスチック等の部材に内ねじを切り出す電動工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.9 GB4343.1 GB17625.1
10. 往復のこぎり(0510)	—	往復のこぎり、刃のこぎり、曲線のこぎり、電動パイプカッタ	1. のこぎりの往復運動によって、木材、金属薄板部材を切断する電動工具。 2. モータのシャフトが偏心柱によってガイドバーを動かして往復運動を行う。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.11 GB4343.1 GB17625.1
11. 挿入式コンクリートミキサ(0511)	—	挿入式コンクリートミキサ	1. 流し込まれたコンクリート内に挿入された振動棒の振動によってコンクリートを攪拌する電動工具。 2. 主に三相非同期モータを用いて動力とするが、直巻モータを用いて動力とするものもある。さらに、モータ—発動機セットが発する中間周波数電源を用いて動力とするものもある。	適用規格: GB3883.1 GB3883.12 GB4343.1 GB17625.1
12. 電動チェーンソー(0512)	—	電動チェーンソー	1. チェーンソー型ののこぎりで木材、原木等を切る電動工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.14 GB4343.1 GB17625.1
13. 電動かんな(0513)	—	電動かんな	1. 伝動ベルトを用いてベルト車を引っ張ることにより刃を動かして木材表面を削る電動工具。 2. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.10 GB4343.1 GB17625.1
14. 電動剪定機(0514)	—	電動剪定機、木カッタ	1. 木、植え込みに対して剪定を行う電動工具。 2. 回転する刃を持つ電動工具には適用しない。 3. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.15 GB4343.1 GB17625.1
15. 電動木工機とトリマ(0515)	—	電動木工機、彫刻機	1. 各種形状のミリングカッタ及び底板を木質部材に用いて、各種形状の穴、溝、縁を作る電動工具。 2. ミリングカッタには環状の保護台が付いており、一般に両手で操作する。 3. 直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.17 GB4343.1 GB17625.1
		トリマ	1. 各種形状のミリングカッタを木質部材に用いて、各種形状の穴、溝、縁を作る電動工具。 2. 体積は電動木工機より小さく、一般に片手で操作できる。 3. 直巻モータを用いて動力とする。	

16. 電動石材カッタ (0516)	—	石材カッタ、大理石カッタ、壁溝付け機	1. ダイヤモンド入りの刃を用いてタイル、レンガ、石材、大理石等を切断する電動工具。 2. 水源があつて同製品の作業を行う場合 a) 残留電流動作保護器付きのクラスⅠかクラスⅡ構造でなければならない。 b) 定格電圧 115V を超えない絶縁変圧器と一緒に使用するように設計されているクラスⅠかクラスⅡ構造でなければならない。 3. 木の彫刻刀やのこぎりの歯を持たない。 4. 一般に直巻モータを用いて動力とする。	適用規格: GB3883.1 GB3883.18 GB4343.1 GB17625.1
-----------------------	---	--------------------	--	---

六、電気溶接機（15品目）

1. 電気エネルギーを溶接エネルギーに変換する1組の装置または設備で、送電網入力及び原動器駆動の溶接電源（アーク溶接電源、抵抗溶接機）、補助設備、溶接付属部品を含む。
2. スタッド溶接機、光ファイバー溶接機、熱溶接機、レーザー溶接機、高周波数加熱溶接機、波動溶接機、ろう付け機、超音波溶接機は含まない。

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 小型交流アーク溶接機 (0601)	小型交流アーク溶接機とは、電流と電圧を提供し、アーク溶接及び類似技術に必要な特性を備えた負荷制限設備である。	小型交流アーク溶接機	小型交流アーク溶接機は、主変圧器とエンクロージャー等から構成される負荷制限のアーク溶接電源で、溶接棒ホルダー及び溶接棒を使用して電気エネルギーを溶接エネルギーに変換する設備である。溶接対象に高温のアークを施すことによって、溶接対象局部に冶金反応を発生させ、溶接の継ぎ目を形成する。出力外特性によって、恒流と緩降外特性の2種類に分けられ、機械式、電子式等多くの調節タイプがある。 1. BX6: タップ調節方式系列 2. BX1: 鉄心調節方式系列 3. 電子制御調節方式系列	適用規格: GB15579.6
2. 交流アーク溶接機 (0602)	アーク溶接機(交流アーク溶接機、直流アーク溶接機、TIGアーク溶接機、MIG/MAGアーク溶接機、サブマージアーク溶接機、プラズマアーク溶接機、プラズマアーク切断機等)は、電流と電圧を提供し、アーク溶接及び類似技術に必要な特性を備えた設備である。	アーク溶接機、直流アーク溶接機、TIGアーク溶接機、MIG/MAGアーク溶接機、サブマージアーク溶接機、プラズマアーク溶接機、プラズマアーク切断機、及び複数の溶接技術が組み合わされたアーク溶接機。	アーク溶接機(交流アーク溶接機、直流アーク溶接機、TIGアーク溶接機、MIG/MAGアーク溶接機、サブマージアーク溶接機、プラズマアーク溶接機、プラズマアーク切断機等)は、主変圧器、調節機構、エンクロージャ等から構成されるアーク溶接電源で、ワイヤ送り装置、溶接ガン / 溶接バーナー / 溶接棒ホルダー、溶接材料等を使用して電気エネルギーを溶接エネルギーに変換する設備である。溶接対象に高温のアークを施すことによって、溶接対象局部に冶金反応を発生させ、溶接の継ぎ目を形成する。出力外特性によって、恒流、恒圧と両者の中間である緩降外特性の3種類に分けられ、機械式、電磁式、電子式等多くの調節タイプがある。 1. BX1、BX6、BX3 系列交流アーク溶接機。 2. WS 系列 TIG アーク溶接機。 3. NB 及び NBC 系列 MIG/MAG アーク溶接機。 4. LH 系列プラズマアーク溶接機。 5. LG 系列プラズマアーク切断機。 6. MZ 系列サブマージアーク溶接機。 7. ZX5、ZX7、ZX6、ZX1、ZXG 系列直流アーク溶接機。 8. 発電機式直流アーク溶接機。 9. 多機能（手動溶接 / TIG 溶接 / MIG / MAG溶接）アーク溶接機。	適用規格: GB15579.1 GB/T8118
3. 直流アーク溶接機 (0603) (自己声明方式A)				
4. TIGアーク溶接機 (0604) (自己声明方式A)				
5. MIG/MAGアーク溶接機 (0605) (自己声明方式A)				
6. サブマージアーク溶接機 (0606)				
7. プラズマアーク切断機 (0607) (自己声明方式A)				

8. プラズマアーク溶接機 (0608)				
9. アーク溶接変圧器感電防止装置 (0609)	アーク溶接変圧器感電防止装置とは、アーク電源の無負荷電圧が感電を引き起こす危険性を下げるために用いる装置である。	アーク溶接機感電防止装置	アーク溶接変圧器感電防止装置は、安全保護回路により構成され、アーク溶接電源の無負荷電圧が感電を引き起こす危険性を下げるために用いる自動保護装置である。装置本体のセンサー及び制御装置によって、規定の時間内に安全限度値を超えた電圧を規定の値にまで下げ、アーク溶接電流の無負荷電圧が感電を引き起こす危険性を下げて保護作用を発揮する。 アーク溶接変圧器感電防止装置（交流接触式または SCR 等の方式）。	適用規格: GB10235
10. 溶接ケーブル連結装置 (0610)	溶接ケーブル連結装置とは、2本のケーブルを接続するか、または1本の溶接可とうケーブルを1台のアーク溶接電源もしくはアーク溶接設備に接続する装置である。	溶接ケーブル連結装置	溶接ケーブル連結装置は、アーク溶接電源と溶接ケーブル、または溶接ケーブルと溶接ケーブルを素早く、しっかり接続する装置である。装置本体のプラグとコンセントによって、溶接ケーブルとアーク溶接電源、または溶接ケーブルと溶接ケーブルを素早く、しっかり接続し、溶接電流の確実な伝送と操作中の予想外の感電防止を確保する。 DKJ 系列溶接ケーブル連結装置	適用規格: GB15579.12
11. 抵抗溶接機 (0611)	抵抗溶接機とは、電流が溶接対象及びその接触面の間の抵抗を通過するときに熱を発生するのを利用し、同時に溶接箇所に対して圧力を加え、溶接を行う設備である。	抵抗溶接機	抵抗溶接機は、抵抗溶接電源と機械装置等から構成される溶接設備である。抵抗の加熱原理によって、溶接対象の局部に圧力と温度を加え、溶接対象に高温でしっかりした溶接核を形成する。溶接部位は、加圧・加熱・溶化・凝固結晶・継ぎ目形成の過程を経過しなければならない。抵抗溶接が使用する電流は、交流、直流、パルス等のタイプに分けられる。 1. DN系列スポット溶接機、精密スポット溶接機、吊り下げ式(移動式)スポット溶接機、移動式スポット溶接棒ホルダ(変圧器付き) 2. TN系列プロジェクション溶接 3. FN系列継ぎ目溶接機 4. UN系列突合せ溶接機	適用規格: GB15578
12. ワイヤフィーダ (0612)	溶接ワイヤフィーダは、溶接ワイヤをアークまたは溶液槽に送り込み、溶接ワイヤの制御もできる設備である。	溶接ワイヤフィーダ	溶接ワイヤフィーダは、アーク溶接電源及び溶接ガンと組み合わせて使用し、ワイヤ送り速度の調節、溶接材料の運搬、溶接電流及び保護媒質の伝導により、アーク溶接を実現、連続する装置である。ワイヤ装置の速度調節装置は、ワイヤ送り装置内部または溶接電源内部に置くこともできるし、単独で置くこともできる。溶接ワイヤ送り装置は、マニュアル溶接ガンまたはマシンガイド溶接ガンと組み合わせて使用する。 1. MIG/MAG ワイヤフィーダ。 2. SAW サブマージアーク溶接ワイヤフィーダ。	適用規格: GB15579.5
13. TIG溶接トーチ (0613)	TIG溶接トーチは、アーク溶接技術過程でアークに必要な電流、気体、冷却液等の必要条件を提供、維持できる装置である。	TIG溶接トーチ	TIG溶接トーチはアーク溶接電源と直接接続し、気（液）体保護、電流伝導、溶接対象の接触発火または非接触発火によって、アーク溶接を実現、維持する装置である。 1. QQ、QS 系列TIG 溶接トーチ 2. WP 系列TIG 溶接トーチ	適用規格: GB15579.7
14. MIG/MAG 溶接ガン (0614)	MIG/MAG 溶接ガンは、アーク溶接技術過程でアークに必要な電流、気体、溶接材料等の必要条件を提供、維持できる装置である。	MIG/MAG 溶接ガン	MIG/MAG 溶接ガンはアーク溶接電源と直接接続し、気体保護、電流伝導、溶接対象の接触によって、アーク溶接を実現、維持する装置である。 MIG/MAG/CO2 溶接ガン	適用規格: GB/T15579.7
15. 溶接棒ホルダ (0615)	溶接棒ホルダとは、アーク溶接の過程で溶接棒の維持、操縦に用いられ、同時に溶接棒と電機接続を維持するための手持ち器具である。	溶接棒ホルダ	溶接棒ホルダは、溶接ケーブルをアーク電流に直接接続し、溶接棒の維持、電流伝導と溶接対象との接触によって、アーク溶接を実現、維持する装置であり、手作業でアーク溶接を行う際の重要な補助機具である。電動溶接棒ホルダは B 型ホルダと A 型ホルダの2種類に分けられる。 125A ～ 630A 溶接棒ホルダ	適用規格: GB15579.11

- 七、 家庭用及び類似用途設備（18品目）
1. 以下の要求事項を満たす家庭用及び類似用途設備を含む。
- (1) 家庭用及び類似用途に用いられるもの
- (2) 公衆に対して危険が存在するもの。商店、事務所、ホテル、軽工業、農場等の場所の非電気専門職員が使用する設備を含む。
2. モーター コンプレッサを除き、 市の電力網を通じて電力を供給する場合は、単相器具の定格電圧は 220V、定格周波数は 50Hz、三相器具の定格電圧は 380V、定格周波数は 50Hzを必ず含まなければならない。
3. 工業用として使用するために設計された器具は含まない。

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 家庭用冷蔵庫及び食品冷凍庫 (0701)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 有効容積は ≤500L。	家庭用冷蔵庫及び食品冷凍庫	1. モーター コンプレッサ駆動の冷凍庫 (キャビネット)、冷蔵庫 (キャビネット)、冷蔵冷凍庫 (キャビネット)、霜なし冷蔵庫 2. モーター コンプレッサ駆動の非開放式冷蔵/冷凍キャビネット 3. 製氷機またはアイスクリーム製造器機能の付いた家庭用冷蔵庫 4. 吸収式冷蔵庫 5. ペルチェ効果式 (半導体製冷) 冷蔵庫	適用規格： GB4706.1 GB4706.13 GB4343.1 GB17625.1 商用販売機、開放式冷蔵/冷凍キャビネット、独立した形式の製氷機及びアイスクリーム製造器等は含まない。
2. 扇風機 (0702)	1. 単相器具の定格電圧は 250V 超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. モーター駆動のプロペラが回転して流動気流を生じ、通風・排気を行う。	扇風機	サーキュレータ、スタンド式扇風機、台扇風機 (卓上扇風機)、壁掛式扇風機、吊り下げ扇風機、冷風扇風機、エアカーテン、換気扇、天井扇風機、クリップ扇風機、独立して使用できるその他のタイプの扇風機等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.27 GB17625.1 GB4343.1 以下のものを含まない： 1. 単独で使用せず、設備部品として使用するファン (例えば、コンピュータの放熱ファン、エレベータ専用ファン) 2. 工業用として使用し、一般の人員が触れることのできない通風機。 3. 微風吊り下げファン (規格要求通りに正常動作状況 (吊り下げファンを天に取り付けた状態) で使用できないことが明らかなもの)。
3. エアコン (0703)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 全密封モーター-コンプレッサを持ち、定格製冷量 ≤21000kcal/1h (24360W) 3. 1つのモジュールまたはモジュールシステムの1部分として独立して販売できる。	エアコン	窓式エアコン、壁掛式エアコン、スタンド式エアコン、吊り下げ式エアコン、嵌め込み式エアコン、連結式エアコン、移動式エアコン、除湿器、冷水ユニット、水冷ユニット、ユニット式エアコン、機械室用精密エアコン等各種エアコン。	適用規格： GB4706.1 GB4706.32 GB4343.1 GB17625.1 以下のものを含まない： 1. コンプレッサを持たない末端装置 (屋外機と組合せ関係、制御関係、電氣的接続を持たない)。例：ファンコイル等。 2. コンプレッサを持たないエアコンディショナ製品。 3. 吸収式、吸着式、熱電式、噴射式のエアコン 4. 加湿器、空気清浄機、マイナスイオン発生器。

4. モーター コンプレッサ (0704) (自己声明方式B)	1. 入力電力≤5000W の家庭用及び類似用途装置に用いる密閉式（完全密閉型及び準密閉型）モーター コンプレッサ。 2. 定格電圧は単相で 250V を超えない、三相で 480V を超えない。	モーター コンプレッサ	1. 製冷器具、アイスクリーム製造器、製氷機用モーター コンプレッサ。 2. ヒートポンプ、エアコン、除湿器用モーター コンプレッサ。 3. ウォータサーバ用モーター コンプレッサ。 4. 商用販売機用モーター コンプレッサ。 5. 製冷、エアコンディショニング、加熱用途またはこれらの用途の組合せに用いられる熱量を伝達する、工場が製造する組み立てモジュール用モーター コンプレッサ。例として、商用キャビネットまたは冷凍庫用圧縮冷凝固ユニット用モーター コンプレッサがある。 6. 車両または船上の器具用モーター コンプレッサ。	適用規格： GB4706.1 GB4706.17 工業用として設計されたモーター コンプレッサ等は含まない。
5. 家庭用電動洗濯機 (0705)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 衣服、紡績品に対して洗浄、脱水処理を行うのに用いるもの。 3. 加熱、脱水、乾燥の各装置と結合できる。 4. 遠心式脱水機、遠心式脱水機能付き洗濯機、その負荷容量は10kg 以下の乾燥した衣服である。	家庭用電動洗濯機	単槽洗濯機、遠心式脱水機、脱水装置付き2槽式洗濯機、乾燥機能付きまたは乾燥機能なしのバルセータ全自動洗濯機、加熱機能付きまたはなしの全自ドラム式洗濯機、ドラム式洗濯乾燥機、電動絞り装置付き洗濯機、攪拌式洗濯機等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.24 GB4706.20（該当する時） GB4706.26（該当する時） GB4343.1 GB17625.1 乾燥機能だけの単独衣服乾燥機、ドライクリーニング設備等は含まない。
6. 電気給湯器 (0706)	電機給湯器 ― 貯水式給湯器 1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 水を保存し、その水を沸点以下の制御可能な温度まで加熱する機能を備え、入浴、洗浄、類似用途に用いる据付式器具。 3. 器具は金属外装電熱部品、非金属外装電熱部品、電熱フィルムもしくは類似したフィルム状の電熱部品、または他の型式の加熱部品（高周波加熱、電磁加熱、ヒートポンプ等）によって水に対する加熱機能を実現する。	電気給湯器 ― 貯水式給湯器	1. 密閉式貯水給湯器 2. 出口開放式貯水給湯器 3. ウォータボックス式貯水給湯器 4. 水槽給水式貯水給湯器 5. 電気加熱装置付き太陽エネルギー給湯器 6. ヒートポンプ給湯器	適用規格： GB4706.1 GB4706.12 GB4706.32（該当する時） 工業用として設計された器具、腐食性または爆発性の場所で用いられる器具、同時にガスを使用するよう設計された器具、商用販売機、注文により生産、取り付けを行う大型太陽発電給湯器（電気加熱補助付き）、移動式入浴機等は含まない。
	電気給湯器 ― 瞬間湯沸かし器 1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 水流が器具を通過するときに、水を沸点以下の温度まで加熱する機能を備え、入浴、洗浄、類似用途に用いる器具。 3. 器具は金属外装電熱部品、非金属外装電熱部品、電熱フィルムもしくは類似したフィルム状の電熱部品、露出式電熱、その他の加熱方法によって水に対するを加熱機能を実現する。	電気給湯器 ― 瞬間湯沸かし器	1. 密封式瞬間湯沸かし器 2. 出口開放式瞬間湯沸かし器 3. 露出電熱部品瞬間湯沸かし器	適用規格： GB4706.1 GB4706.11 工業用として設計された器具、腐食性または爆発性の場所で用いられる器具、同時にガスを使用するよう設計された器具、商用販売機等は含まない。

7. ルームヒーター (0707)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 屋内の空気を加熱するのに用いる加熱器。	ルームヒーター	放射式ヒーター、対流式ヒーター、ファンヒーター、例：オイル充填式電気ヒーター（オイルヒーター）、浴室暖房、暖房器等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.23 以下のものは含まない： 1. 単独で使用せず、設備部品としてのみ使用するヒーター。 2. 蓄熱式屋内暖房器、絨毯式ヒーター。 3. ハンドヒーター、衣服乾燥ハンガー、タオル乾燥機、柔軟性加熱装置。 4. 加熱ユニットと放熱装置を分離したヒーター。
8. 真空掃除機 (0708)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 真空原理を利用して、地面またはその他の表面のほこり、汚物の除去、吸水、動物の清掃等の目的に用いられる器具。	真空掃除機	真空掃除機（中央据置型掃除機を含む）、吸水清掃器具、動物清掃器具、ACアダプター付き充電式掃除機。	適用規格： GB4706.1 GB4706.7 GB4343.1 GB17625.1 工業用として設計された器具、腐食性または爆発性の場所で用いられる器具は含まない。
9. スキンケア・ヘアケア理美容器具 (0709)	1. 定格電圧は 250Vを超えない。 2. スキンケア・ヘアケアに用いられる電気加熱部品付きの個人向け理美容器具。	スキンケア・ヘアケア理美容器具	ドライヤー、ハンドドライヤー、電気加熱ブラシ、カーラー、電気ヘアピン、パーマメント機、フェイスサウナ機等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.15 GB17625.1 GB4343.1 医療用スキンケア・ヘアケア器具、電気かみそり等は含まない。
10. 電気アイロン (0710)	1. 定格電圧は 250Vを超えない。 2. 一定重量の平らな底板を備え、電熱部品を用いて加熱し、加熱後は繊維製品を加圧してそのしわを伸ばす。 3. 容器が 5L を超えない分離式ウォーターボックスまたはスチーマのような関連設備を付けることができる。	電気アイロン	乾式アイロン、スチームアイロン（開口式、圧力式を含む）、コードレスアイロン、単独のスチーム発生器またはウォーターボックス付きのアイロン等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.2 GB4343.1 GB17625.1 回転式または台式アイロン台、織物スチーマ（スチームアイロン）、工業用として設計された器具等は含まない。
11. 電磁調理器 (0711)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480V を超えない。 2. 電磁コイル部品によって、金属容器の中に入れた食物、水を加熱する器具。	電磁調理器	可搬式電磁調理器、据付式電磁調理器、電気・ガスを組合せた電磁調理器の電気器具の部分等。	可搬式器具は以下を適用する： GB4706.1 GB4706.29 または GB4706.14 据付式器具は以下を適用する： GB4706.1 GB4706.22 商用電磁調理台等は含まない。

12. ロースタ(可搬式オープン、オープントースタおよび類似調理器具)(0712)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 電熱部品によって加熱し、あぶる、焼く、煮る等の食物調理機能を持つ。 3. 可搬式器具に属する。 4. 容積が10Lを超えない。	ロースタ(可搬式オープン、オープントースタおよび類似調理器具)	オープントースタ、ワッフルトースタ、オープンボックス、オープングリル、回転オープン、ロースタ器、焼肉器、放射オープン、オープンプレート、ロースタオープン、チーズオープン、接触オープン、屋内用オープン、食物オープン、電気ストーブ、電気コンロ、ガス・電気組合せオープン器具の電気器具部分、パン焼き機、光波オープン、トースタ等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.14 商用飲食業で用いられる器具、保温プレート等は含まない。
13. フードプロセッサ(食品加工機(厨房機械))(0713)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 食物に対し加工準備を行うのに用いる器具、缶詰を開けるのに用いる器具、刃物をとぐのに用いる器具。	フードプロセッサ(食品加工機(厨房機械))	食物ミキサー、バター攪拌機、卵割り器、攪拌器、ふるい器、攪乳器、ジューサー、遠心果汁器、肉挽き器、麺類製造器、果汁絞り器、スライサ、豆類スライサ、ピーラー、粉碎機及び切断機、研ぎ器、缶切、ナイフ、食品加工器、穀類粉碎机、(ロート容量≤3L)、コーヒーマイル(ロート容量≤500g)、家庭用搾油機等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.30 GB4706.19(該当する時) 商用食品加工機、商用コーヒーマイル等は含まない。
14. 電子レンジ(0714)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 周波数 300MHz～30GHz の電磁エネルギーを利用して、ケース内の食物および飲料を加熱する器具。 3. 食物に対し着色、あぶる、蒸す等の付加機能を持つ。	電子レンジ	電子レンジ、オープン電子レンジ、光波電子レンジ、マイクロ波回転レンジ、蒸気電子レンジ、熱風循環式レンジ等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.21
15. 電気コンロ、クッキングレンジ、オープン、類似器具(据付式オープン、固定式オープン、類似調理器具)(0715)	1. 単相器具の定格電圧は 250V を超えない、その他の器具の定格電圧は 480Vを超えない。 2. 電気部品によって加熱し、あぶる、焼く、煮る等の食物調理機能を持つ。 3. 据付式器具に属する。	電気コンロ、クッキングレンジ、オープン、類似器具(据付式オープン、固定式オープン、類似調理器具)	据付式バーベキューグリル、据付式耐熱プレート、オープン(スチームオープン、熱分解式自浄オープンを含む) 電気コンロ、クッキングレンジ、ガス・電気組合せ調理器具の電気器具部分等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.22 1. 商用飲食業で用いられる器具は含まない。
16. レンジフード(0716)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 調理器具、クッキングレンジ、類似の器具上部に取り付け、モータ駆動で汚れた空気を吸い上げるのに用いるレンジフード。	レンジフード	大型レンジフード、ヨーロッパ式レンジフード、薄型レンジフード、準大型レンジフード、分離式レンジフード等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.28 工業用または商業目的でのみ取り付けられる排煙システム、静電気だけによってほこりを除く器具は含まない。
17. 液体加熱器と飲料水加熱冷却機(0717)	液体加熱器: 定格電圧は 250V を超えない。	液体加熱器	電気ポット、ティーポット、電熱カップ、電気魔法瓶等の水を沸騰させる電気湯沸かし器(定格容量≤10L)、コーヒーマーカ、卵ゆで器、ミルク沸かし器、哺乳瓶加熱器、定格蒸し圧力が140kpaを超えない、定格容量が 10L を超えない電気圧力鍋(電気圧力炊飯器を含む)、電気調理平鍋、電気煮込み鍋、電熱鍋、電気蒸し鍋、薬品用電気ポット(鍋)、ヨーグルト電気製造器、煮沸洗浄器、ポット付き多機能朝食製造機、多用途電気鍋、電気寄せ鍋用鍋、電気消毒器、家畜飼料製造機、ゼリー製造用鍋等。	適用規格: GB4706.1 GB4706.19 焼き鍋及び揚げ鍋、液体または蒸気で表面を洗う洗浄器、可搬侵入式加熱器、商用湯沸かし器(容量>10L)、電極型液体加熱器、乾燥式消毒器、蒸気圧力消毒器等は含まない。

	飲料水加熱冷却機： 1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. タンク、パイプ、その他の水源から供給される飲料水を、直接加熱または冷却して適当な温度にし、使用者の直接飲用に供する器具。	飲料水加熱冷却機	飲料水に対し先に浄化及び/または消毒及び/または軟化等の処理を行ってから、加熱または冷却を行い、使用者の直接飲用に供する器具。	適用規格： GB4706.1 GB4706.19 GB4706.13 商用電気鍋、商用電熱ボイラー、電極型加熱器付きの器具、商用販売機、加熱または冷却機能のない飲用水機、加熱または冷却機能のない浄水器は含まない。
18. 電気炊飯器(0718)	1. 定格電圧は 250V を超えない。 2. 炊飯を主たる機能とする器具。 3. お粥やスープを作る機能を併せ持っていてよい。	電気炊飯器	電気炊飯器(釜)、自動電気炊飯器(釜)、全自動電気炊飯器(釜)、多機能マイコン電気炊飯器(釜)、タイマー付き電気炊飯器(釜)、電気炊飯鍋(釜)、インテリジェント(炊飯)器(釜)等。	適用規格： GB4706.1 GB4706.19 GB4343.1 GB17625.1 石油ガス、石炭ガス等を用いて加熱する炊飯器は含まない。

八、音響映像設備（12品目） 1. 適用規格：GB8898、GB13837、GB17625.1（付注において規格が明記されている製品は除外する） 2. 放送局及びテレビ局が使用する放送レベルの音響設備は含まない。 3. 屋外だけで使用することを想定した電子製品は含まない（「屋外」とは、風、雨、日光等の気候条件による影響を直接受ける自然環境を指す）。				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 総出力電力が 500W（実効値）以下のモノラルスピーカーとステレオスピーカーのアクティブスピーカー（0801）	スピーカー：電気エネルギーを音声エネルギーに変換し、音声パワーを空气中に放射する電気音声エネルギー変換器。 アクティブスピーカー：スピーカー内にスピーカー以外に、電力源を持つ。例：アクティブ・コンポーネントから構成される回路（オーディオパワーアンプ回路を含む）及び電力供給電源回路がある。	アクティブスピーカー	モノラルアクティブスピーカー ステレオアクティブスピーカー アクティブスピーカーとパッシブスピーカーを組み合わせたアクティブスピーカーシステム	正常動作条件下で、総出力電力 $\geq 500W$ （実効値）の、アクティブスピーカーまたはステレオアクティブスピーカーは含まない。
2. オーディオパワーアンプ（0802）	音響電気信号（またはマイクロフォンによって音声信号を音響電気信号に変換する）を一定のパワーに増幅（電流/電圧/パワーの増幅を含む）し負荷（スピーカー）に音を出させるオーディオアンプ。	オーディオパワーアンプ	モニタ、拡声、家庭用オーディオパワーアンプ（定抵抗式または定電圧式）に適用する。 定抵抗式：出力端子を負荷抵抗で表示する増幅器。製品例：マイクロフォン（マイク）付きオーディオパワーアンプ。 定電圧式：出力端子を電圧で表示する増幅器。製品例：マイクロフォン（マイク）なしのオーディオパワーアンプ。 サラウンドスピーカー：サラウンドレコーダを持ち、映像信号チャンネルを備えたマルチチャンネルオーディオアンプ：製品例：拡声機/拡声器、前置増幅器等。	直接負荷を増幅しない（スピーカー、ヘッドホン）の前置増幅器は含まない。
			ホームシアタ：サラウンドスピーカー、ステレオスピーカーシステム、大画面テレビ及び高品質A/Vプログラムソースから構成されるサラウンドシアタ視聴覚効果を備えた家庭用映像音響システム：製品例：ホームシアタ用サラウンドスピーカー。	

3. 各種放送バンドの同調受信機、ラジオ(0804)	—	各種放送バンドの同調受信機、ラジオ	AMラジオ(長波または中波または短波のバンドで動作し、AM放送を受信するラジオ) FMラジオ(超短波バンドで動作し、FM放送を受信するラジオ) 時計付きラジオ(無線電話、電報も受信できる設備を含む)	
4. 各種媒体形式の音響映像レコーダ/プレーヤ及び処理機器(各種光ディスク、テープ、ハードディスク等の媒体形式を含む)(0805)	—	各種媒体形式の音響映像レコーダ/プレーヤ及び処理機器(媒体は内蔵式または外付け拡張式のもので、例えば各種光ディスク、テープ、ハードディスク、USBメモリ、メモリカード等の媒体形式等の媒体形式である)	テープレコーダ、CDプレーヤ、VCD/スーパーVCDプレーヤ、LDプレーヤ、DVDプレーヤ、MP3レコーダ/プレーヤ、MP4レコーダ/プレーヤ、ディスクレコードプレーヤ、CD/MDレコードプレーヤ、録音機能付きのレーザーレコードプレーヤ、言語学習用リピータ、媒体付きのエンコーダ/デコーダ等。	コンピュータの光ディスクドライブ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、媒体のない音響映像レコーダ/プレーヤ及び処理機器(例: 媒体のないビジュアルプレゼンター)は含まない。
5. 以上4種類の機器の組合せ(0806)	—	以上4種類の機器の自由な組合せ	ラジオカセットテーププレーヤ ラジオ、プレーヤ、レコーダの組合せ CDプレーヤ付きラジオカセットレコーダ アクティブスピーカ付きオーディオパワーアンプ VCDプレーヤ付きオーディオパワーアンプ DVDプレーヤ付きオーディオパワーアンプ ラジオ、レコーダ、パワーアンプ等の機能の付いたコンポーネント コンポーネントシステム(映像機能が付いていてもよい) レコードプレーヤ付きコンポーネント	
6. 音響映像設備と組み合わせて使用するACアダプタ(充/放電気を含む)(0807)	交流ネットワーク電源と音響映像製品を接続する設備で、電圧変換機能を持つ。電力供給性と電気パラメータの変換を含む。	音響映像設備と組み合わせて使用するACアダプタ(充/放電気を含む)	ACアダプタ 充/放電器	乾電池の充電専用充電器は含まない。
7. 各種映像方式のカラーテレビ受信機(0808)	テレビ放送信号を受信し、テレビ放送信号の復調、出力、再生ができる設備。	カラーテレビ受信機	ブラウン管カラーテレビ受信機 LCDカラーテレビ受信機 プラズマカラーテレビ受信機 プロジェクション(リア、フロント)カラーテレビ受信機 カラー映像プロジェクタ デジタルテレビのセットトップボックス	
8. モニタ(0809)	映像信号を光画像信号に変換する設備	モニタ	カラー映像モニタ 白黒映像モニタ その他単色の映像モニタ	
9. ブラウン管(受像管)(0811)	画像と映像を再現する一種の陰極線管。	ブラウン管(受像管)	ブラウン管の対角線サイズが>16cmの陰極線管に限る。 16cm以上のカラー陰極線ブラウン管 16cm以上の白黒陰極線ブラウン管 16cm以上の単色陰極線ブラウン管	適用規格: GB8898 リアプロジェクションテレビの投影管は含まない。
10. ビデオレコーダ(0812)	関連する媒体を用いて記録し、映像信号及び音響信号を再生する設備	ビデオレコーダ	ビデオテープレコーダ ハードディスクレコーダ DVDレコーダ	
11. 電子オルガン(0813)	キーボードを通して電子信号を音声信号に変換する楽器、或いはキーボードを通して音源の出力を制御する楽器で、通常は電源、音響信号の制御または処理、音響信号増幅器等の部分で構成される。	電子オルガン	据置式単層鍵盤電子オルガン 据置式多層鍵盤電子オルガン 可搬式単層鍵盤電子オルガン 可搬式多層鍵盤電子オルガン 電子ピアノ	電子ギター、弦楽器、電子アコーディオンは含まない。

12. アンテナブースター (0814)	アンテナが受信した信号を増幅する独立設備	アンテナブースター	アンテナブースター	
-------------------------	----------------------	-----------	-----------	--

九、情報処理機器（11品目） 1.. 適用規格：GB4943.1、GB9254、GB17625.1（付注において規格を明記した製品及びレジスタは除外する） 2. 屋外だけで使用することを想定した電子製品は含まない（「屋外」とは、風、雨、日光等の気候条件による影響を直接受ける自然環境を指す）。 3. レジスタ（集合モニタ、プリンタ、コンピュータ等の多機能が一体となった組合せ製品）製品コード0913、適用規格：GB4943.1、GB9254、税金管理レジスタは含まない。				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. マイクロコンピュータ (0901)	計算モジュール、記憶モジュール、電力供給モジュール、OSから構成され、独立した構造を持つ実体。周辺機器を外側に置いたり、内蔵したりして情報処理システムを構成することができる。	マイクロコンピュータ	定格電力が 1300W より小さいマイクロコンピュータに適用する。 家庭用、事務用コンピュータ、デスクトップ式コンピュータ、スマートメータ制御用コンピュータ、データ処理設備、ワードプロセッサ、ネットワークコンピュータ等。	生産過程及びその機械・電力設備、技術装備に対し、検査及び制御を行う工業用制御コンピュータは含まない。
2. 携帯式コンピュータ (0902)	携帯性を特徴とし、入出力設備、電池モジュールを内蔵するマイクロコンピュータシステム。	携帯式データ処理機器	設備重量≤10kg で、少なくともCPU、キーボード、モニタを備えている。 ノート型パソコン、タブレットパソコン等。	
3. コンピュータに接続して用いるモニタ装置 (0903)	単独の視覚モニタ装置として使用できるし、1つの設備ユニットとしてシステムの設備に組み込むこともできる。さらに、表示機能と制御機能を持つ表示端末装置として使用することもできる。	コンピュータに接続して用いるモニタ装置	LCD液晶モニタ、CRT単色モニタ、CRTカラーモニタ、表示端末、PDPモニタ、プロジェクションモニタ、LED電子スクリーン、その他のモニタ等。	医療用モニタ（汎用インターフェースでない）、電子白板は含まない。
	入力信号を透射式投射方式または反射式投射方式等によって投影面上に表示する設備。	データプロジェクタ	CRT（ブラウン管）プロジェクタ LCD（液晶表示）プロジェクタ DLP（デジタル光線プロセッサ）プロジェクタ DLV（デジタル光バルブ）プロジェクタ	
4. コンピュータに接続するプリンタ装置 (0904)	コンピュータと接続する通信インタフェースを持ち、単独で、またはIT設備と接続して文書、伝票、写真等を印刷することができる。	コンピュータに接続するプリンタ装置	レーザープリンタ、ドットプリンタ、インクジェットプリンタ、感熱プリンタ、熱転写式プリンタ、伝票プリンタ、ワイドサイズプリンタ、ラベルプリンタ、バーコードプリンタ等。	CD、衣服、プラスチック製品に印刷するプリンタ、またはA4サイズの印刷速度が60ppmより早いプリンタは含まない。
	コンピュータと接続するデジタル通信インタフェースを持ち、単独で、またはIT設備と接続して、図形を媒体上に正確に描くプロッタ装置。	プロッタ	原理から分類すると、プロッタは、ペン式、インクジェット式、感熱式、静電式、レーザー式等に分けられ、構造からは、プラットフォーム式とドラム式に分けられ、色からは、単色とカラーのプロッタに分けられる。プラットフォーム式プロッタの動作原理は、コンピュータ制御の下で、ペンまたはインクジェットの先端がX、Y方向に移動し、紙は平面上で固定して動かない。ドラム式プロッタの動作原理は、ペンまたはインクジェットの先端がX方向に移動し、紙はY方向に移動する。 ペン式プロッタ インクジェット式プロッタ 感熱式プロッタ 静電式プロッタ レーザー式プロッタ	
5. 多用途プリンタ・コピー機 (0905)	コンピュータと接続する通信インタフェースを持ち、印刷、コピー等の機能を持つ。	多用途プリンタ・コピー機	印刷及び/またはコピー及び/またはファクシミリ多用途機等。	A4サイズの印字速度が60ppmより早いもの、またはコピー・サイズがA1規格より大きくできるプリンタ・コピー機は含まない。

6. スキャナ(0906)	通常はコンピュータと組み合わせて使用し、文書、図、写真等をスキャンする。	スキャナ	コンピュータと組み合わせて使用するスキャナ装置に適用する。 フラットベッドスキャナ、図面スキャナ、縦型スキャナ、その他高速スキャナ等。	プリンタ機能のないバーコードスキャナ及びペン式スキャナは含まない。
7. コンピュータ内蔵電源及びACアダプタ充電器(0907)	定格電力 1300W 以下のコンピュータまたはサーバ内部に取り付けられる電源に適用する。	コンピュータ/サーバ内蔵電源	コンピュータ/サーバ機器内の電源（機器内エンクロージャ付きまたは機器内保護エンクロージャなし）	
	情報処理機器に付帯されている交流ネットワーク電源を情報処理機器に接続し、電圧転換機能を持つ機器。電力供給性と電気パラメータ転換を含む。	情報処理機器に付帯されているACアダプタ（充/放電器を含む）	AC アダプタ 充/放電器	乾電池充電専用の充電器は含まない。
8. コンピュータゲーム機(0908)	プロセッサ、画像プロセッサ、キーボード、電源、関連部品等の部分から構成され、ゲームソフトを稼働させるのに専用に用いる。	コンピュータゲーム機	モニタ装置と組み合わせて使用しなければならないコンピュータゲーム機に適用する。	適用規格： GB4943.1 携帯式小型ゲーム機、商用ゲーム機は含まない。
9. 学習機(0909)	CPU、画像プロセッサ、情報入力、保存、処理機能を持ち、電源関連部品から構成され、主に学習ソフトを稼働させるのに用いる。	学習機	モニタ装置と組み合わせて使用しなければならない学習機に適用する。	適用規格： GB4943.1 携帯式学習機は含まない。
10. コピー機(0910)	手書き、図面、印刷の各種原稿から等倍、拡大、縮小の各コピーを行う装置。	コピー機	カラーまたは白黒の静電コピー機、ジアゾコピー機、小型ゴム印刷機、謄写機、デジタル一体化高速印刷機、マイクロフィルム読み取り（コピー）機、ゴム版コピー機、謄写機、静電感光コピー装置（直接法または間接法）、光学システムを持つ感光コピー装置、接触式の感光コピー装置、サーマルコピー装置、供給電力電源が220Vの単相交流電力をカバーする（アダプタ給電を含む）の平板印刷機、ゴム版印刷機等。	コピーサイズがA1規格より大きくできるコピー機は含まない。
11. サーバ(0911)	サーバはある種のOSに基づいて、一般開放システム構造を持つ製品で、通信回路を通じてユーザー端末に各種サービスを提供する高機能のコンピュータである。高い拡充性、高い利用可能性、高い安定性を持つ。	サーバ	定格パワー1300W より小さいのサーバに適用する。 サーバ機能を持つディスク・アレイ、ネットワークサーバ、ブレードサーバ等。	

十、照明器具（2品目）
光源製品は含まない。

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 照明器具(1001)	1つ以上の光源から発する光線を分配、透過、変化させられる器具。光源を支え、固定し、保護するのに必要なすべての部品（光源自体は含まない）、必要な回路補助装置、電源と接続する装置を含む。	固定式汎用照明器具	特定の目的で設計されたのではない固定式照明器具を指す。照明器具の固定方式は、工具の助けがなければ取り外すことができないか、または照明器具が触れにくい場所で使用され、簡単に他の場所に移動できないものとする。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く1000Vを超えない固定式汎用照明器具とし、内蔵式変圧器を使用する固定式汎用タングステン照明器具が含まれる。照明器具の電源方式は、照明器具連結装置、接線端子、コンセントとセットのプラグ、接続導線、電源コード、電源ガイドと接続するコネクタ、インレットを含む。 1. 天井から吊り下げる照明器具で、シャンデリアや倉庫、商業施設等で使用される吊り下げ式照明器具、教室、事務室で用いられる吊り下げ式照明器具等。 2. 表面に取り付ける照明器具。以下を含む：天井吸着型照明器具のような天井表面に取り付ける照明器具、屋内外の壁表面に取り付ける壁灯のような壁面取り付け照明器具、食器棚内部表面に取り付ける照明器具のような食器棚取り付け照明器具。 3. 電源ガイドに取り付ける照明器具 4. 芝生、個人庭園用の照明器具で、高さが2.5mを超えない固定式照明器具。 5.内蔵式タングステン照明変圧器または変換器を使用する固定式汎用照明器具。	適用規格： GB7000.1 GB7000.201 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 固定式応急照明器具 2. トンネル用照明器具 3. 道路及び街路用照明器具 4. 総高度が2.5m以上（≥2.5m）の柱式合成照明器具及び公共場所用屋外照明器具 5. サーチライト 6. 舞台用照明器具 7. プール及び類似場所用照明器具 8. 医療場所用照明器具 9. 通風照明器具
		移動式汎用照明器具	特定の目的で設計されたのではない移動式照明器具を指し、正常使用時に電源に接続した後の照明器具を他の場所に移動することができる。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く250Vを超えない移動式汎用照明器具とする。照明器具の電源方式は、電源コード、プラグ付き、インレットを含む。プラグ付き電源コードにより主電源に接続される照明器具、型ねじ、グリップ、フックの各方式で支柱に固定する照明器具、手で簡単に支柱から取り外すことができる照明器具は、すべて移動式汎用照明器具とみなす。 1. テーブルに置く照明器具。例：読み書き用卓上スタンド。 2. 床に置く照明器具。例：フロアスタンド。 3. 垂直または水平な面、或いは棒状のものに挟み込んで使用する照明器具。例：クリップライト。 4. 内蔵式変圧器を使用する移動式汎用タングステンランプ照明器具。 5. プラグ付き制御装置を供するLED卓上スタンド。	適用規格： GB7000.1 GB7000.204 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 一次電池を電源とする懐中電灯。 2. バッテリーを電源とする移動式照明器具。 3. 緊急照明用移動式照明器具。 4. 庭園用移動式照明器具。 5. 手持ちライト。 6. イルミネーションライト。
		埋め込み式照明器具	メーカーが全部または一部を取り付け表面に埋め込む意図を持って製造した照明器具。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く1000Vを超えない埋め込み式照明器具とする。照明器具の電源方式は、照明器具連結装置、接線端子、コンセントとセットのプラグ、接続導線、電源コード、電源ガイドと接続するコネクタ、インレットを含む。 1. 吊り具または天井表面に埋め込んで取り付ける照明器具。枠型照明器具、筒型照明器具。 2. 壁面に埋め込んで取り付ける照明器具。壁の下部に取り付ける照明器具。 3. 内蔵式タングステン照明変圧器または変換器を使用する埋め込み式照明器具。 4. 食器戸棚の内外表面に埋め込んで取り付けた照明器具。	適用規格： GB7000.1 GB7000.202 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. プールまたは類似の場所で、壁または底表面に取り付ける水中照明器具。 2. 天井表面または壁に埋め込んで取り付ける非常用照明器具。 3. 飛行場の地面に埋め込んで取り付ける飛行場滑走路用照明器具。

		水槽用照明器具 水槽内部の照らすのに用いる照明器具で、照明器具は水槽の一番高い位置の近くに設置するか、または水槽の中か水槽の上部に設置する。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く1000Vを超えない家庭用水槽の照明器具とする。固定式水槽用照明器具の電源接続方式は、固定式汎用照明器具と同じで、移動式水槽用照明器具の電源接続方式は、移動式汎用照明器具と同じである。 1. 非永久固定式の水槽照明器具は、照明器具を水槽の一番高い位置に置くことができ、移動式上部蓋または固定式上部蓋の上の照明器具は、照明器具を素手で移動させることができる。 2. 永久固定式の水槽用照明器具は、照明器具を水槽の上部または水槽の固定式上部蓋の上に固定させる照明器具で、且つ照明器具は工具を用いてしか移動させることができない。 3. 独立した吊下げ式の水槽用照明器具は、照明器具を吊下げて取り付け、永久的に水槽に固定させるものではない。	適用規格： GB7000.1 GB7000.211 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 水槽内部を照らすのに用いない照明器具。 2. 非家庭用水槽の照明器具。
		電源コンセント設置夜間照明 夜間に通常の照明が不要な地区に、低い照度光源の照明器具を提供することを指す。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く、交流250V、50/60Hzを超えない電源コンセントで取り付ける夜間照明とする。電源接続方式は、電源プラグである。プラグを直接挿入して取り付ける夜間照明。	適用規格： GB7000.1 GB7000.212 GB17743 GB17625.1
		地面埋め込み式照明器具 電源接続と電気部品が地面より下にあり、地面の中に据え付ける照明器具を指す。適用範囲は、電気光源を使用し、電源電圧が36Vより高く1000Vを超えない地面埋め込み式照明器具とする。この種の照明器具は、庭園、住宅の庭、一般自動車道（高速道路や高速車道ではない）、駐車場、自転車道路、歩行者道路、歩行者歩行区域、プールまたは遊戯用池の安全低電圧区域以外の場所、託児所及び類似場所に適する。 1. 埋め込み式照明器具は、光の出る面が地表と平らになる地面埋め込み式照明器具。 2. ボラードライトは、照明器具の電源接続と電気部品が地面の下にあり、地面の中に取り付けるよう想定されたものであるが、照明器具の光の出る面は地表より高くなる可能性がある照明器具。	適用規格： GB7000.1 GB7000.213 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 高速道路と高速車道に取り付けてある地面埋め込み式照明器具。 2. 飛行場の滑走路上の地面埋め込み式照明器具。
		児童用移動式照明器具 正常な使用状態で、電源に接続したままある場所から別の場所へ移動できる照明器具で、照明器具の設計でその安全性がGB7000.204-2008規格への適合を上回る移動式汎用照明器具で、使用時に適切な保護者の監視下にない児童のために設計されているものを指す。適用範囲は光源で、電源電圧が36Vより高く250Vを超えないタングステン照明または単端蛍光灯のもので、児童用移動式照明器具とする。電源接続方式は、移動式汎用照明器具と同じ。 移動式カバーの上に、人物または動物の3D図形、或いは模型の付いた照明器具。	適用規格： GB7000.1 GB7000.4 GB17743 GB17625.1 電池式の照明器具、または主電源に直接接続しない照明器具は含まない。

2. 安定器(1002)	電源と1つ以上の放電灯の間に接続し、インダクタ、コンデンサ、もしくはインダクタとコンデンサの組合せを利用して、照明器具の電流を規定の値に制限する装置である。安定器は、電源電圧変換装置、起動電圧と予熱電流の提供を助ける装置を含んでもよい。	蛍光灯安定器	電源と1つ以上の蛍光灯の間に接続し、インダクタ、コンデンサ、もしくはインダクタとコンデンサの組合せを利用して、照明器具の電流を規定の値に制限する装置を指す。適用範囲は、1000V以下、50Hz または 60Hz の交流電源を使用する。組み合わせる蛍光灯には、低気圧放電の双端（直管形）蛍光灯または単端（環状、双管H形、 π 形、四角形、または2D形、集合形）蛍光灯等があり、それぞれ開放式（直接鉄心が見える）、密封式（カバーがあり、カバー内は樹脂または絶縁テープが貼られている）、一体式（カバーがなくともよい、照明器具と一体になって取り外すことができない）がある。 リアクタンス式安定器 共振式安定器 漏電昇圧式安定器	適用規格： GB19510.1 GB19510.9 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 抵抗式蛍光灯安定器 2. 蛍光灯試験用基準安定器 3. 蛍光灯寿命試験用安定器
		放電灯（蛍光灯は除外する）用安定器	電源と1つ以上の高輝度気体放電灯の間に接続し、インダクタ、コンデンサ、もしくはインダクタとコンデンサの組合せを利用して、照明器具の電流を規定の値に制限する装置を指す。適用範囲は、1000V以下、50Hz または 60Hz の交流電源を使用する。組み合わせる気体放電灯には、高圧水銀灯、高圧ナトリウムランプ、金属ハロゲンランプ、低圧ナトリウムランプ等があり、それぞれ開放式（直接鉄心が見える）、密封式（カバーがあり、カバー内は樹脂が貼られている）、一体式（カバーがなくともよい、照明器具と一体になって取り外すことができない）がある。 インピーダンス式高輝度気体放電灯安定器 漏電昇圧式高輝度気体放電灯安定器 リードピーク式高輝度気体放電灯安定器（別名 CWA 型ともいう）	適用規格： GB19510.1 GB19510.10 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 高輝度気体放電灯用電子安定器 2. 高輝度気体放電灯試験用基準安定器 3. 高輝度気体放電灯寿命試験用基準安定器 4. ネオン灯変圧器
		蛍光灯用交流電子安定器	電源ネットワークから電力を供給し、安定部品である交流/直流/高周波インバータを持ち、通常は高周波数時に起動し、1つ以上の蛍光灯を作動させる。適用範囲は、1000V以下、50Hz または 60Hz の交流電源を使用する。組み合わせる蛍光灯には、低気圧放電の双端（直管形）蛍光灯または単端（環状、双管H形、 π 形、四角形、または2D形、集合形）蛍光灯等がある。 1. 金属またはプラスチックのカバーがあり、内部には電子部品を用いたプリント回路板を持ち、接線端子または導線を用いて引き出しを行う。独立取り付け式または内蔵式で、無電極蛍光灯用電子安定器を含む。 2. 電子部品を持つプリント回路板を1つ以上持ち、引き出し線または接線端子を持ち、独立したエンクロージャはなく、名称を一体式電子安定器という。一般に支柱のある照明器具または電気スタンドの照明器具に取り付け、照明器具のカバーによって機械の損壊や感電を防止する。 3. 光量調節等の制御機能付き蛍光灯交流電子安定器。	適用規格： GB19510.1 GB19510.4 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 蛍光灯用直流電子安定器。 2. 非常用照明にのみ適した蛍光灯電子安定器。 3. 自動車用金属ハロゲンランプ電子安定器。 4. タングステンランプ用電子降圧変換器。

		高輝度気体放電灯用電子安定器	電源ネットワークから電力を供給し、トリガと安定部品付きの変換器で、この種の変換器は直流または電源周波数と異なる周波数において放電灯を動作させることができ、適用範囲は、250V以下の直流電源及び/または1000V以下、50Hz または 60Hz の交流電源を使用する。この種の安定器の出力には、低周波状態(150Hz ～ 400Hz)或いは高周波状態(20Hz ～ 100Hz)がある。 1. 金属またはプラスチックのカバーがあり、内部には電子部品のプリント基板を持ち、接線端子または導線を用いて引き出しを行う。独立取り付け式または内蔵式のいずれでもよい。 2. 単独のプリント基板で、引き出し線または接線端子を持ち、独立したエンクロージャはなく、一体式電子安定器であり、照明器具のカバーによって機械の損壊や感電等を防止する。 3. 光量調節等の制御機能付き放電灯(蛍光灯以外)用交流/直流電子安定器。	適用規格： GB19510.1 GB19510.13 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 1. 高輝度気体放電灯試験用基準安定器。 2. 高輝度気体放電灯寿命試験用電子安定器。 3. ネオン等電子変圧器。 4. 劇場及び自動車用特殊照明用の安定器。
		LEDモジュール用直流または交流電子制御装置	電源ネットワークから電力を供給し、安全特定低電圧または等価安全特定低電圧またはより高い電圧下において、LEDモジュールに一定した電圧または電流を提供することのできる制御装置。適用範囲は、250V以下の直流電源及び/または1000V以下、50Hz または 60Hz の交流電源を使用する。この種の制御装置は、2つまたは複数の独立した部品で構成され、それぞれ恒流型制御装置、恒圧型制御装置、非純恒流型制御装置、非純恒圧型制御装置に分かれる。 1. 金属またはプラスチックのカバーがあり、内部には電子部品を用いたプリント基板を持ち、接線端子または導線を用いて引き出しを行う。 2. 電子部品付きの1個のプリント基板を使用し、引き出し線または接線端子を持ち、外側に絶縁カバーを持つか或いは樹脂を用いて照明器具内を密封し、独立したカバーを持たず、名称を一体式LEDモジュール用制御装置という。一般にLED支柱照明器具またはLED電気スタンド内に取り付けられ、照明器具のカバーによって機械の損壊や感電を防止する。 3. 光量調節等の制御機能が付いていてもよい。	適用規格： GB19510.1 GB19510.14 GB17743 GB17625.1 以下のものは含まない。 ソケット及び/またはLED制御装置付き電球、LED蛍光灯等。

十一、自動車及び安全付属品（16品目）

1. 中国の公道及び都市道路を走行するM類の自動車、N類の自動車、O類のトレーラ（一般のナンバープレートの付いた車両に限る）。
2. 中国の公道及び都市道路を走行するオートバイ。
3. 上記2種類の製品の安全付属品。

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 自動車(1101)	1. 動力により駆動し、4つ以上のタイヤを持つ非軌道積載車両。 2. 設計及び構造上、自動車が牽引することにより道路上で正常使用することができる無動力道路車両。	M類自動車	少なくとも4本のタイヤを持ち、乗客を乗せるのに用いる動力駆動車両。 1. M1類：運転手の座席も含めて、座席数が9席を超えない乗客運送車両。 2. M2類：運転手の座席も含めて、座席数が9席を超え、最大設計総重量が 5000kgを超えない乗客運送車両。 3. M3類：運転手の座席も含めて、座席数が9席を超え、最大設計総重量が 5000kgを超える乗客運送車両。	1. 車両の分類はGB/T15089の規定に適合しなければならない。 2. 車両の定義はGB/T3730.1の規定に適合しなければならない。 3. 専用車両の定義はGB/T17350の規定に適合しなければならない。 4. 以下のものは含まない。 (1)3 類シャーシ：車体、運転室、コンテナ(車両)が欠けている自動車。 (2)GB7258に規定する低速自動車(三輪自動車と低速貨物車の総称) (3)トラリーバ
		N類自動車	少なくとも4本のタイヤを持ち、貨物を乗せるのに用いる動力駆動車両。 1. N1類：最大設計総重量が 3500kgを超えない貨物運送車両。 2. N2類：最大設計総重量が 3500kgを超え、12000kgを超えない貨物運送車両。 3. N3類：最大設計総重量が 12000kgを超える貨物運送車両。	

		0類トレーラ	トレーラ(セミトレーラを含む)。 1. 01類：最大設計総重量が 750kg を超えないトレーラ。 2. 02類：最大設計総重量が 750kg 超え、3500kgを超えないトレーラ。 3. 03類：最大設計総重量が 3500kg 超え、10000kgを超えないトレーラ。 4. 04類：最大設計総重量が 10000kg を超えるトレーラ。	（3）プロペラ付 （4）軌道上を走行する車両、農業・林業用トラクター、各種工事用機械、その他道路で走行、使用しないよう設計、製造されたもの、主に封鎖された道路や場所で行作業に用いられる装輪式専用車両。
2. オートバイ(1102)	動力により駆動し、2つまたは3つのタイヤを持つ道路車両。	L1 類 オートバイ	駆動方式に関わらず、最高設計速度が 50km/h以下のオートバイで、且つ、 －内燃機関を使用する場合は、排気量は50ml以下とする。 －モータ駆動の場合は、モータの最大出力電力の総合計を4kw 以下とする。 －駆動輪と従動輪を1つずつ備えた軽量バイク。	1. 車両の分類はGB/T15089の規定に適合しなければならない。 2. 車両の定義は GB7258及びGB/T5359.1の規定に適合しなければならない。 3. 以下のものは含まない。 （1）車両総重量が400kgを超え、運転室を備えない三輪車両。 （2）車両総重量が600kgを超え、運転室を備えた三輪車両。 （3）最大設計速度、車両総重量、外郭寸法等の指標が関連する国家規格の規定に適合したもので、障害者が運転するために特別に供された機械車椅子。 （4）電気駆動で、最大設計速度が20km/h 以下で、人力走行機能付きで尚且つ車両総重量、外郭寸法、モータの定格電力等の指標が、関連する国家規格の規定に適合する二輪車両。 （5）電気駆動で、最大設計速度が20km/h 以下の三輪車両。
		L2 類オートバイ	駆動方式に関わらず、最高設計速度が 50km/h以下のオートバイで、且つ、 －内燃機関を使用する場合は、排気量は50ml 以下とする。 －モータ駆動の場合は、モータの最大出力電力の総合計が4kw 以下とする。 －前輪と対称に配置された2つの後輪を備えた軽量バイク。	
		L3 類オートバイ	駆動方式に関わらず、最高設計速度が 50km/hより大きい、または内燃機関を使用する場合は、排気量50mlより大きい、またはモータ駆動の場合は、モータの最大出力電力の合計が4kwより大きいもので、従動輪と駆動輪を1つずつ備えた普通オートバイ。	
		L4 類オートバイ	駆動方式に関わらず、最高設計速度が 50km/hより大きい、または内燃機関を使用する場合は、排気量50mlより大きい、またはモータ駆動の場合は、モータの最大出力電力の合計が4kWより大きいもので、右側にサイドカーが付いたオートバイ。	
		L5 類オートバイ	駆動方式に関わらず、最高設計速度が 50km/hより大きい、または内燃機関を使用する場合は、排気量50mlより大きい、またはモータ駆動の場合は、モータの最大出力電力の合計が4kWより大きいもので、前輪と対称に配置された2つの後輪を備えた普通オートバイで、尚且つ設計及び構造上貨物を積載し、乗員を運送することができる場合は、最大設計速度が70km/hより小さいもの。	
3. 消防車(1804) (CCC実施しない SAMR2019-07-16公告)	火災等の事故現場において、消火剤を噴射したり、救援救助を行うのに用いる専用の特別車両。	消防車	タンク類消防車：泡消火消防車、水タンク付き消防車。	1. 適用規格： GB7956 2. 一般の救護車、散水車は含まない。
			はしご付き消防車：屈折はしご消防車、はしご消防車、放水はしご消防車。	
			特殊消防車：緊急救援消防車、照明消防車、器材消防車、排煙消防車。	
4. オートバイ用エンジン (1103)	—	オートバイ用エンジン	オートバイ走行駆動用エンジン。	以下のものは含まない。 1. 自転車補助用のエンジン。 2. 汎用ガソリンエンジン。

5. 自動車シートベルト (1104) (自己声明方式B)	自動車シートベルト	自動車シートベルト	M類自動車、N類自動車のシートに取り付けて、成人乗員が独立した装備として単独で使用するシートベルトで、腰ベルト、三点式、四点式シートベルト等がある。	1. 適用規格： GB14166 GB8410 2. 以下のものは含まない。 (1)特定の車両形式に用いる拘束システム。 (2)児童乗員が使用するシートベルト及び拘束システム。 (3)シートベルトアセンブリまたは拘束システムを構成する部品（例：シートベルトのベルト部分、巻上機、バックル、プリテンショナ、調節装置等）。
6. 自動車用クラクション (1106)	自動車及びオートバイ用警笛装置 (AWD)	自動車用クラクション	電気及び圧縮空気駆動の M、N、L3、L4、L5類自動車用クラクションアセンブリ製品。	1. 適用規格： GB15742 2. 以下のものは含まない。 (1)クラクションアセンブリを構成する部品。 (2)軽量バイク(L1類及びL2類)用のクラクション。 (3)警察、消防及び救護等の車両で使用する特殊用途のクラクション。 (4)ブザー(バック、盗難防止等に使用するもの)。 (5)盗難防止警報システムのクラクション。 (6)車内音声用クラクション。
7. 自動車用レトロリフレクタ (1107)	自動車用レトロリフレクタ	自動車用レトロリフレクタ	自動車またはオートバイに単独で使用するよう成形されたレトロリフレクター	1. 適用範囲： GB11564 2. 以下のものは含まない。 レトロリフレクタを形成する光学ユニット材料。
8. 自動車用ブレーキホース (1108)	自動車用ブレーキホース	自動車用ブレーキホース	M類、N類、O類、L類自動車のブレーキシステムに使用する： 1. 油圧、気圧及び真空ブレーキホースアセンブリ。 2. 気圧と真空ブレーキホース(車両に取り付けるブレーキホースで永久継手が付いていないものに限る)。	1. 適用規格： GB16897 2. 以下のものは含まない。 ホースを構成する部品。例：ホース(ホースに永久継手が付いている時)、管継手、シース等。
9. 自動車用外部照明及び光信号装置 (1109、1116) (自己声明方式B)	M類、N類、O類、L類自動車に使用する外部照明及び光信号装置。 外部照明及び光信号装置：道路を照らす、或いは道路を使用する人に光信号を発するのに用いるよう設計された装置(照明器具と略称する)。	自動車用外部照明及び光信号装置(自動車用照明器具) (1109) (自己声明方式B)	1. 単独または組み合わせる自動車用前照灯、前部霧灯、後部霧灯、車幅灯、尾灯、エンドアウトラインマーカーランプ、制動灯、後退灯、方向指示灯、昼間走行灯、コーナリングランプ、駐車灯、側方灯、後部ナンバープレート灯、アダプティブ・フロントライティング・システム(AFS)、レトロリフレクタ、後部表示板等。 2. 電球及び/またはコンセントだけ付いていない照明器具装置。	1. 各種照明器具の定義はGB4785及びGB18100を参照する。 2. 以下のものは含まない。 (1)照明器具アセンブリを構成する部品(例：反射鏡、レンズ、電球、カバー、レトロリフレクタまたは後部表示板を形成する光学ユニット材料等)。 2. 外部の装飾性照明器具(例：緑色、青色等の装飾照明)、及び自動車内部の照明器具(例：読書灯、ステップランプ等)。
		オートバイ用外部照明器具及び光信号装置(オートバイ用照明器具) (1116) (自己声明方式B)	1. 単独または組み合わせるオートバイ用前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、方向指示灯、後部ナンバープレート灯、前部霧灯、後部霧灯、後退灯、レトロリフレクタ等。 2. 電球及び/またはコンセントだけ付いていない照明器具装置。	

10. 自動車用間接視野装置(1110、1115) (自己声明方式B)	M類、N類、L類自動車に取り付ける間接視野装置。 間接視野装置:運転手が直接視野では観察することのできない車両付近の交通を観察するために用いる装置。伝統的な光学ミラー、ビデオカメラモニター、或いはその他の運転手に間接視野の情報を提供する装置が含まれる。	自動車用ミラー(1110) (自己声明方式B)	反射ミラーを通して規定されている視野の範囲において、車両の後方及び左右の方向の画像をはっきり見るための各種内部ミラー、外部ミラー、監視ミラー等の光学ミラーアセンブリ。	1. 適用規格: 以下のものは含まない: GB15084 GB17352 (1)以下のものは含まない。 ミラーアセンブリを構成する部品(例:レンズ、支柱、カバー等)。 (2)間接視野装置に似た役割を果たすレーダ等の装置。 (3)潜望鏡等の複雑な光学システム。
		オートバイ用バックミラー(1115) (自己声明方式B)	後方の視野をはっきりさせるために用いるオートバイと軽量バイク用のバックミラーアセンブリ。	
		ビデオカメラモニター装置(1110) (自己声明方式B)	ビデオカメラとモニター装置で構成されたシステムで、車両近辺の画像をはっきり見るための装置。ビデオカメラ、モニター、記録装置等が含まれるが、具体的な定義についてはGB15084を参照する。	
11. 自動車用内装品(1111)	自動車用内装品	自動車用内装品	M、N、O類自動車内の以下の位置に取り付け、有機材料または有機複合材料により製造されたもので、試験サンプルの規格寸法(長さ356mm、幅100mm)に適合した内装品。 1. 乗員室、運転室、トランク内の内装品。 2. エンジンルーム内に使用する断熱内装品。 3. バス、エンジンルームが後部にある客車、観光バスで、それらのエンジンルームに使用する防音材料。	1. 適用規格: GB8410 2. 以下のものは含まない: (1)寸法が試験サンプル(長さ356mm×幅100mm)の規格に適合しない自動車用内装品。 (2)シート、ヘッドレスト、シートベルト等の強制製品認証取得に伴い一緒に認証を取得している内装品。
12. 自動車用ドアロック及びヒンジ(1112)	自動車用ドアロック及びヒンジ	自動車用ドアロック	1. M1類及びN1類車両の乗員が出入りする自動車側面ドア(スライドドアを含める)または後方ドアに用いるドアロックアセンブリ。 2. 上記ドアロックの錠本体。	1. 適用規格: GB15086 2. 以下のものは含まない: (1)ドアロックアセンブリを構成する部品。例:鎖錠、止め金、内外操作及びロック装置、鍵、鍵穴等。 (2)折り畳みドア、巻き上げドア、取り外しし易い簡易ドア等のロック。 3. ドアロック電子制御システム(例:集中ドアロック)。
		自動車用ヒンジ	M1類及びN1類車両の乗員が出入りする自動車側面ドアまたは後部ドアに用いるドアヒンジ。	1. 適用規格: GB15086 以下のものは含まない: (1)折り畳みドア、巻き上げドア、取り外しし易い簡易ドア等のドアヒンジ。 (2)スライドドアのレール及び/またはその他支持部品。

13. 自動車用燃料タンク (1113)	自動車用燃料タンク	自動車用燃料タンク	1. ガソリン、ディーゼルオイルを燃料とする M 類及び N 類自動車の金属燃料タンク及びプラスチック燃料タンク製品。 2. タンクキャップだけ付いていない燃料タンク製品。	1. 適用規格： GB18296 2. 以下のものは含まない： (1) 燃料タンクアセンブリを構成する部品（例：タンクキャップ、安全バルブ、パイプ等）。 2. LPGとCNG等二種類の燃料タンクの気体供給部分。
14. 自動車用シート及びヘッドレスト(1114) (自己声明方式B)	自動車用シート及びヘッドレスト	1. 自動車用シート 2. ヘッドレスト	1. M 類、N 類自動車のシート。 2. 上記シートに使用するヘッドレスト(例：単独で出荷、販売、或いは輸入するもの)。	1. 適用規格： GB15083 GB11550 GB13057 GB24406 GB8410 2. 以下のものは含まない： (1) 横向きシート、後ろ向きシート及びそのヘッドレスト (2) M2、M3 類自動車の中で A クラス、I クラスの自動車に使用するシート及びそのヘッドレスト（例：路線バスに使用するシート及びヘッドレスト）。 (3) 児童乗員が使用するシート。 (4) 客車及びトラックの寝台。 (5) シートアセンブリを構成する部品。例：シートの骨組み、シートカバー等。 (6) ヘッドレストアセンブリを構成する（例：単独で出荷、販売、または輸入するもの）部品。例：ヘッドレストの骨組み、ヘッドレストカバー等。
15. 自動車運行記録メータ(1117) (自己声明方式B)	車両の走行速度、時間、距離、位置、及び車両の運行に関するその他の情報について記録、保存し、データ通信によりデータの出力を行うデジタル式電子記録装置。	1. 自動車運行記録メータ。 2. 運行記録機能を備え、且つ運行記録機能がGB/T19056の要求に適合する衛星位置測定装置。	スクールバス、一般自動車道路用大型バス、観光用大型バス、乗客が立ち乗りする場所を設けていないバス、危険物輸送車、セミトレーラー、総重量が 12000 kg より重いまたは等しい貨物車に取り付けた自動車運行記録メータ、運行記録機能を備えた衛星位置測定装置。	適用規格： GB/T19056 GB7258
16. 車体反射ステッカー(1118) (自己声明方式B)	車両の識別性を高めるために、車両表面に装着する反射材料の組み合わせ。	車体反射ステッカー	1. 貨物車、貨物車のシャーシー部分を改造した特定作業車とトレーラ(トラックの輸送ユニットで構成されたトレーラを除く)の後部及び側面に装着する車体反射ステッカー。 2. セミトレーラの運転席後部上方に装着する車体反射ステッカー。	適用規格： GB23254 GB7258

十二、自動車タイヤ（3品目） 1. 自動車のホイールに取り付け、自動車が走行するために使用する円環形で弾力性のある製品。 2. タイヤの定義は、GB/T6326に適合しなければならない。 3. 再生タイヤ、レース用として特別に設計されたタイヤは含まない。				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 乗用車タイヤ(1201)	乗用車に用いるために設計されたタイヤ。	乗用車用ラジアルタイヤ	新しい乗用車用空気充填式ラジアルタイヤ。	適用規格： GB9743
		乗用車用バイアスタイヤ	新しい乗用車用空気充填式バイアスタイヤ。	
2. トラックタイヤ(1201)	トラック、客車、及びそれらが牽引するトレーラに用いるために設計されたタイヤ。	トラック用ラジアルタイヤ	新しいトラック用空気充填式ラジアルタイヤ。	適用規格： GB9744
		トラック用バイアスタイヤ	新しいトラック用空気充填式バイアスタイヤ。	
3. オートバイタイヤ(1202)	二輪、または完成車の総重量が400kgを超えないの三輪自動車に用いるために設計されたタイヤ。	オートバイタイヤ	新しいオートバイ用空気充填式タイヤ。	適用規格： GB518

十三、安全ガラス（3品目）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 自動車用安全ガラス(1301) (自己声明方式B)	無機材料、無機材料と有機材料を合成または処理してできた製品。この種の製品は、車両に用いた時、人への傷害を最小限に抑えることができ、また視野、強度、耐摩耗性等において特別な要求を備えた製品でなければならない。	自動車用合わせガラス	自動車、工事中車両、農業用車両に使用し、二層または多層ガラスと一層または多層有機材料を接着し結合させてできた安全ガラスで、合わせ接着ガラスとも言う。	1. 適用規格： GB9656 2. 以下のものは含まない。 車両のフロントガラス以外に使用する強化プラスチック材料。
		自動車用エリア強化ガラス	自動車、工事中車両、農業用車両に使用し、エリアを分けてガラス破片の数を抑える特殊強化ガラス。	
		自動車用強化ガラス	自動車、工事中車両、農業用車両に使用し、適切な処理を施した安全ガラスの材料で、一旦粉碎しても、その破片が人体に対し与える障害を最小限に抑えることができる。	
		自動車用樹脂複合材料	自動車、工事中車両、農業用車両に使用し、ガラスと有機樹脂材料を結合させてできた材料で、通常は車内側面を有機樹脂材料とする。	
		自動車用中空ガラス	自動車、工事中車両、農業用車両に使用し、二層強化、多層強化、合わせガラスを組み合わせてできた中空ガラス。	
2. 建築用安全ガラス(1302)	建築物に使用し、使用時及び破壊時に人体に与える傷害が最小限に抑えられるガラス。	建築用合わせガラス	1. 二層または多層ガラスと一層または多層有機材料を接着し結合させてできた安全ガラスで、合わせ接着ガラスとも言う。 2. 細分化することができる：建築用強化合わせガラス、建築用一般合わせガラス、建築用太陽光発電合わせガラス。 3. 建築用太陽光発電合わせガラスとは、ガラス、太陽電池、中間層、バスバー、絶縁テープ、引き出し端子等の材料により形成され、中間層で分割し、処理によりそれらを接着して一体化したもので、発電機能を持つ製品の総称、俗称が二層ガラスユニットまたは三層ガラスユニットと呼ばれるものを指す。	適用規格： GB15763.3(建築物用合わせガラスに適用する) GB29551(建築物用太陽光発電合わせガラスに適用する)

		建築用強化ガラス	1. 建築物に使用する熱処理加工を施した特殊ガラスで、一旦粉砕しても、その破片が人体に対し与える傷害を最小限に抑えることができる。 2. 細分化することができる：建築用装飾性強化ガラス、建築用一般強化ガラス、太陽光発電ユニット密封用強化ガラス。 3. 太陽光発電ユニットの密封用強化ガラスとは、太陽光発電ユニットに用いる前面パネルガラスまたは背面強化ガラスのことを指す。	1. 適用規格： GB15763.2 2. 以下のものは含まない： (1)化学方法を用いて強化したガラス。 (2)家具、家電用強化ガラス。
		建築用安全中空ガラス	建築物の内側、外側に使用し、強化ガラスまたは合わせガラスの組み合わせでできた中空ガラス。	1. 適用規格： GB/T11944 2. 以下のものは含まない： 内側または外側が、一般ガラスの組み合わせでできている中空ガラス。
3. 鉄道車両用安全ガラス(1303)	無機材料、無機材料と有機材料を合成または処理してできた製品で、この種の製品を鉄道車両に用いた時、人員への傷害を最小限に抑えることができ、また視野、強度、耐摩耗性等において特別な要求を兼ね備えた製品でなければならない。	鉄道車両用フロントガラス合わせガラス。	軌道車両のフロントガラスに使用し、二層または多層ガラスと一層または多層有機材料を接着し結合させてできた安全ガラス。	適用規格： GB14681.2
		鉄道車両用フロントガラス以外に使用する合わせガラス	軌道車両のフロントガラス以外の部分に使用し、二層または多層強化ガラスと一層または多層有機材料を接着し結合させてできた安全ガラス。	適用規格： GB18045
		鉄道車両用安全中空ガラス	軌道車両のフロントガラス以外の部分に使用し、二層または多層強化ガラスまたは合わせガラスの組み合わせでできた中空ガラス。	
		鉄道車両強化ガラス	軌道車両でフロントガラス以外の部分に使用する適切な処理を施した安全ガラス材料で、一旦粉砕しても、その破片が人体に対し与える傷害を最小限に抑えることができる。	

十四、農業機械製品（2品目）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 植物保護機械(1401)	液力、気力、熱力により農薬を散布、噴射することにより、病気や害虫及び/またはその他生物によってもたらされる害から植物を保護するために用いる機具。	背負い式噴霧散粉機	1. 操作者が背負い、ガソリンエンジン駆動の高速遠心ファンで生じる気流を利用して、噴霧または散粉を行う機器。 2. 主にガソリンエンジン、薬箱アセンブリ、ファンアセンブリ、機体等の部品から構成される。	適用規格： GB10395.1(自走式、牽引式、吊下げ式、半吊下げ式、送風式の植物保護機械にだけ適用する) GB10395.6
		背負い式動力噴霧機	1. 操作者が背負い、ガソリンエンジン駆動の小型液ポンプが液圧を利用して、噴霧を行う機器。 2. 主にガソリンエンジン、薬液箱、液ポンプ、機体等から構成される。	
		背負い式噴霧器	1. 操作者が背負い、レバーを手で動かして液ポンプを駆動し液圧を利用して、噴霧を行う機器。 2. 主に薬箱、空気室、液ポンプ、噴射部品等から構成される。	

		背負い式電動噴霧器	1. 操作者が背負い、蓄電池をエネルギー源として、小型直流モータが駆動し、液ポンプを動かして、噴霧を行う機器。 2. 主に小型モータ、液ポンプ、蓄電池、薬箱、噴射部品等から構成される。	
		圧縮式噴霧器	1. 手でガスポンプ（空気入れ）を動かして薬液箱内に圧縮ガスを入れ、器具中の薬液をガスの圧力でノズルから噴出させる機器。 2. 主に、薬箱、ガスポンプ、噴射部品、圧力計等の部品等から構成される。	
		ペダル式噴霧器	1. 延長レバーを引いてペダルに取り付けられた液ポンプを駆動し、噴霧を行う機器。 2. 主に液ポンプ、気室、噴射部品、レバー部品から構成される。	
		煙霧器	1. 熱エネルギーまたは空気圧縮機の気体圧力を利用して、薬液を霧化させて煙霧微粒子にし散布する噴霧機器。 2. 煙霧器は霧化原理によって熱煙霧器と常温煙霧器に分けられる。熱煙霧器は熱エネルギーを利用して、油剤農薬を煙化管内で蒸発、分解させ、煙霧を形成する。常温煙霧器は空気圧縮機から生じる圧縮空気の圧力を利用して、薬液を高速気流と混合させ、常温下で煙霧を形成する。	
		動力噴霧器	1. 発動機またはモータで液ポンプを駆動し、液圧噴霧を行う機器。 2. 機体形式及び可搬方式によって、さらに担架式、手押し車式、手揚げ式、車載式等に分けられる。主な構成部品は内燃機関、液ポンプ、噴射部品、薬液箱である。そのうち、担架式と手揚げ式機動噴霧器には薬液箱がない。	
		噴射スティック式噴霧器	1. ノズルの付いた噴射スティックを用いて薬液を散布する機器。懸架式、牽引式、自走式等。 2. 主な動作部品は、薬液箱、液ポンプ、噴射スティック、ノズル、調圧バルブ、制御バルブ等である。動作時には、動力で液ポンプを駆動し、薬液箱の薬液を一定の圧力で制御バルブと輸液管を通して噴射スティックに送り、ノズルの噴霧液体圧力が予定値に達したときに、液漏れ防止措置が自動的に解除されて、薬液が霧状になって噴出される。	
		ファン式噴霧器	1. ファンによって生じた高速気流によって薬液または補助霧化薬液を霧化し、霧化した薬液を送り出す噴霧機器。 2. 動作時には、内燃機関またはモータがファン及び液ポンプを駆動し、液ポンプが薬液箱の薬液を一定の圧力で噴霧筒の複数のノズルに送り、ノズルから噴出せれた薬液は高速気流の作用で、さらに霧化されて小さな霧滴となり方向を定めて目標物に達する。	
		電動気力超低量噴霧器	高速モータによりファンを駆動し、高速気流を起こし、気液流ノズルを通してさらに小さな霧滴とする機器。	
2. 装輪式トラクタ(1402)	車輪走行し、2軸（または多軸）を備え、組合せ農機具を牽引、推進、可搬または/及び駆動するのに用いる自走式の動力機械を指す。	単一ドラムディーゼル機または電力が18.40kW（25馬力）以下の複数ドラムディーゼル機を動力とする装輪式トラクタ。	1. 一般にディーゼル機関、シャシー、電気系統から構成される。 2. トラクタのシャシーは、伝動系、走行系、方向転換系、制動系、動作装置から構成される。 3. 動作装置は主に農器具を連結または吊下げるために用いて、各種農器具と組み合わせて異なる作業を行うのに使用する。	1. 適用規格： GB18447.1 GB18447.4 2. 以下のものは含まない： 歩行トラクタは含まない。

十五、電気通信端末設備（9品目） 1. 公共通信網（PSTN/無線通信ネットワーク/公共ネットワークを含む）内に接続する非電気通信業者が維持管理する加入者回線通信端末製品に適用する。 2. 電気通信端末製品と組み合わせて使用する ACアダプタ（充電器）は本体に伴う試験を行わなければならないが、CCC認証範囲内には入っていない。 3. 適用規格： GB4943.1, GB9254, YD/T993（付注において規格が明記されている製品は除外する）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. モデム（カード式を含む）（1601）	商業及び民間施設内で使用する、モデム機能のついた端末製品（内蔵カードを含む）	モデム（カード式を含む）	音響モデム、ベースバンドモデム、xDSL モデム等。	以下のものは含まない： 工業システム制御専用モデム、電力モデム（PLC）、ケーブルモデム。
2. ファクシミリ（1602）	商業及び民間施設内で使用する、ファクシミリ機能を備えた事務及び家庭用機器。	ファクシミリ	ファクシミリ、電話音声ファクシミリカード、多機能ファクシミリ一体機等。	以下のものは含まない： 工業用ファクシミリ。
3. 固定式電話端末及び電話機付属装置（1603）	PSTNネットワーク端末で使用し、有線加入者回線に接続するもので、無線電話方式により動作する必要のない各種電話機。	固定式電話端末	一般電話機、発信者番号表示電話機、カード式管理電話機、留守番電話機、貨幣投入式電話機、高機能カード式電話機、IC カード公衆電話機、ハンズフリー電話機、デジタル電話機、ショートメッセージ付き高機能電話機等。	
	PSTN ネットワーク端末で使用し、有線加入者回線に接続するものは、非言語通話機能を実現する独立した電話機付属装置である。	電話機付属装置	応答記録機、発信者番号表示機、電話警報器、電話リモートコントロールスイッチ、電話ダイヤル器、カード式電話管理システム、電話分配器、電話料金計算機等。	
4. コードレス電話端末（1604）	PSTN ネットワーク端末で使用し、親機と子機から成る。親機は有線加入者回線によって交換機と接続し、親機と子機は無線通信で接続している。子機は携帯することができ、有効距離内で呼び出し音、ダイヤル、通話の各機能を行うことができる。	コードレス電話端末	アナログコードレス電話機、2.4GHz デジタルコードレス電話機。	1. 適用規格： GB4943.1 GB19483 YD/T993 2. 以下のものは含まない： 無線集中システム電話。
5. グループ電話（1605）	非電気通信業者が維持管理する通信機室で使用するもので、220V 単相動作周波数電源に接続し、音声、データ等の情報に対し交換処理を行うシステムを持つ。システムは本体と専用外部設備（専用外部設備がある場合）から成る。	グループ電話	電話会議ホスト機、グループ電話（プログラム制御ユーザー交換機を含む）、電話ユーザー交換機等。	以下のものは含まない： ネットワーク料金計算システム、ネットワーク信号システム、グループ電話専用通話機。
6. モバイル端末（1606）	一般大衆のためにサービスする公共移動通信網で使用し、通信機能を実現する各種方式のセラーフォン。移動通信モジュールを含む。	モバイル端末	GSM/GPRS 加入者端末設備、CDMA、CDMA1X、CDMA2000 加入者端末設備、TD-SCDMA 加入者端末設備、WCDMA 加入者端末設備、TD-LTE 加入者端末設備、及び以上の方式を使用するその他の端末設備（車載、基地局、通信モジュール、無線データ端末、ウェアラブル機器等を含む）。	1. 適用規格： GB4943.1 GB/T19484.1 GB/T22450.1 YD/T1592.1 YD/T1595.1 YD/T2583.14 2. 以下のものは含まない： PHS、トランシーバ、SCDMA 端末、工業環境及び屋外環境だけで使用することを想定したモジュール。
7. ISDN 端末（1607）	ISDN 回路端末で使用し、ISDN 回路に接続するユーザー端末設備（内蔵カードを含む）。	ISDN 端末	ネットワーク端末設備（NT1、NT1+）、端末アダプタ（カード）TA。	
8. データ端末（カードを含む）（1608）	非電気通信業者が維持管理する通信機室で使用するもので、データ保存、変換、伝達機能を持つ通信端末製品（内蔵カードを含む）。	データ端末（カードを含む）	保存転送ファクシミリ/音声カード、イーサネットハブ（動作電圧が220Vの単相動作周波数を含み、且つポート固定で、尚且つ通信ポートの全てがイーサネットポートとなるもの）、インターフェース変換器、POS 端末（宝くじ販売端末）等。	

9. マルチメディア端末 (1609)	非電気通信業者が維持管理する通信機室で使用するもので、公共通信ネットワークを利用して、音声、画像、データの双方向伝達を行うマルチメディア端末製品。	マルチメディア端末	テレビ電話、テレビ会議用端末、情報リクエスト端末、テレビ会議多地点制御ユニット(MCU)、ネットワークセツトトップボックス等。	
------------------------	---	-----------	---	--

(和訳不完全)十六、 消防製品（15種類）

十七、安全防犯製品（5種類）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 侵入探知器 (1901)	侵入または侵入しようとする者、或いは顧客による故意の操作に反応して、警報状態が生じる装置。	能動型赤外線侵入探知器	1. 発信機と受信機との赤外線放射ビームが完全に遮断されるか、または一定の割合で一部が遮断されたときに、警報状態が生じる探知装置。一般に赤外線発信機と赤外線受信機から構成されていなければならない。 2. 能動型赤外線侵入探知器、能動型赤外線鉄柵、能動型赤外線侵入探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB10408.4 GB16796
		屋内用受動型赤外線探知器	1. 人が屋内の探知器カバーエリア内で移動したときに引き起こす赤外線放射レベルの変化を受信して警報状態が生じる探知器。一般に1つ以上のセンサーと1つの処理器から構成されていなければならない。 2. 受動赤外線侵入探知器、受動赤外線侵入探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB10408.5 GB16796
		屋内用マイクロ波ドップラー探知器	1. 人体の移動により反射されるマイクロ波放射周波数に変化して警報状態が生じる探知器。一般に1つ以上のセンサーと1つの信号処理器から構成されていなければならない。 2. マイクロ波ドップラー探知器、マイクロ波ドップラー探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB10408.3 GB16796
		マイクロ波及び受動型赤外線複合型侵入探知器	1. マイクロ波と受動型赤外線の2種類のユニットが組み合わされて一体となり、両方が人体の移動を感じ、同時に警報状態になったときに、警報信号を発する装置。一般にマイクロ波ユニット、受動型赤外線ユニット、信号処理器から構成され、同一の筐体内に納められていなければならない。 2. マイクロ波及び受動型赤外線複合型侵入探知器、マイクロ波及び受動型赤外線複合型侵入探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB10408.6 GB16796
		振動侵入探知器	1. 探知エリア内で侵入者が引き起こす機械振動（衝撃）に対し警報信号を生じる装置。一般に振動センサー、調節増幅器、トリガーから構成されていなければならない。 2. 振動侵入探知器、振動侵入探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB/T10408.8 GB16796
		屋内用受動式ガラス粉碎探知器	1. ガラス保護エリア内に取り付けられ、ガラスが破損した時にガラスを通して伝送される衝撃波に対して反応する探知装置である。一般に1つ以上のセンサーと1つの信号処理器から構成されていなければならない。 2. 受動式ガラス粉碎探知器、受動式ガラス粉碎探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB10408.9 GB16796
		電磁スイッチ侵入探知器	1. 電磁スイッチとは、スイッチボックスと磁鉄ボックスから構成され、電磁ボックスがスイッチボックスに対し一定の距離だけ離れた時、スイッチ状態の変化を引き起こし、関連回路を操作して、警報信号を発する探知装置である。 2. 電磁スイッチ侵入探知器、電磁スイッチ侵入探知器とその他の設備を統合した製品を含む。	適用規格： GB10408.1 GB15209 GB16796
		その他の侵入探知機	1. 盗難防止警報に用いるその他の電子侵入探知機。 2. 光ファイバ振動侵入探知機、レーザ侵入探知機等を含む。	適用規格： GB10408.1 GB16796

2. 盗難防止警報制御器 (1902)	侵入警報システムに警戒の設置・解除、判断、試験、指示、警報情報の伝送を実施し、いくつかの制御機能を実行する設備。	盗難防止警報制御器	現地で警報を出す盗難防止警報制御器、遠隔地で警報を出す盗難防止警報制御器、無線伝送盗難防止警報制御器、安全技術防犯集積システム中の侵入警報機能を備えた盗難防止警報制御器、盗難防止警報制御器とその他の設備を統合した盗難防止警報製品。	適用規格： GB12663
3. 自動車盗難防止警報システム (1903)	自動車盗難防止警報システムとは、警戒設定状態で、許可なくドア、トランク、ボンネット、エンジンカバーを開ける行為を感知し、警報信号を出して車両を止めることができる警報システムである。	自動車盗難防止警報システム	車両盗難防止警報システム	適用規格→ GB20816
			自動車盗難防止ネットワーク警報機能付き車両盗難防止警報システム。	適用規格→ GB20816 GA/T553
4. 盗難防止金庫 (1904)	規定の時間内、規定された条件下での異常な侵入に対し、抵抗する機械・電子ロック付きの箱。	盗難防止金庫	盗難防止金庫及びその他に製造者が盗難防止機能とその他の機能を付帯することを保証する金庫。例：ホテル用盗難防止金庫、投入式金庫等。	適用規格→ GB10409 GA374
		銃・弾薬専用保管庫	銃・弾薬西洋の保管庫（法に基づいて配備、配置する銃または/及び弾薬を保管するための専用の保管庫）。	適用規格→ GA1051 GB10409
		ATM機専用金庫	ATM機専用金庫（ATM機の中の出金ツール、入金ツール、データのセーフティツール等の部品を保管するのに使用し、破壊力に対し一定の抵抗要求を満たした保護エンクロージャ）。	適用規格→ GB/T18789.1 GB10409 GA374
5. 盗難防止小型金庫 (1904)	規定の時間内、規定された条件下の異常な侵入に対し抵抗する機械・電子ロック付きの箱。	盗難防止小型金庫	1. 盗難防止小型金庫。 2. 製造者が盗難防止機能とその他の機能を付帯することを保証する小型金庫。例：ホテル用盗難防止小型金庫、投入式盗難防止小型金庫、壁嵌め込み式盗難防止小型金庫、銀行専用盗難防止小型金庫等。	適用規格→ GA166 GA374

十八、無線LAN製品（1品目）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 無線 LAN 製品 (独立した無線LAN設備 2001～2006、無線LAN設備を集積または内蔵している製品 2011～2043、無線 LAN 識別及び機密保持機能 (WAPI) を提供するソフトウェア製品 2090)	無線 LAN 識別及び機密保持機能 (WAPI) を備えた無線 LAN 製品、設備で、動作バンド帯域は通常 2.4GHz、5.8GHz 等である。	無線 LAN 製品	1. 独立した無線LAN設備。例：無線アクセスポイント、無線ネットワークアダプタ、無線ブリッジ、無線ルータ、無線ゲートウェイ、無線識別サーバ、識別機能を持つ無線アクセス制御サーバ及びその他の設備。 2. 無線LAN設備を集積または内蔵している製品。例：パーソナルコンピュータ、ノート型パソコン、PDA、デジタルカメラ及びビデオ、プロッタ、プロジェクタ、スキャナ、コピー機、プリンタ、テレビ、DVD、冷蔵庫等その他の設備。 3. 無線LAN識別及び機密保持機能（WAPI）を提供するソフトウェア製品。	1. 使用場所と電圧を区分しない。 2. 質検総局、標準委、認監委 2004年44号合同公告に基づき、当該製品の強制認証実施時期を延期する。

十九、内装塗装製品（3品目）				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 液剤型木器塗料 (2101)	屋内の装飾、改装、工場化塗装用ポリウレタン類、ニトロ類、アルキド類の液剤型木器塗料に適用する（下塗りと上塗りを含む）。	ニトロ類塗料	硝酸と硫酸の混合物に繊維素をエステル化反応させて製造した硝酸繊維素を主要成膜物質とする塗料。	1. 適用規格： GB18581 2. 以下のものは含まない： 放射硬化塗料と不飽和ポリエステルパテ、木器用溶剤型パテ。
		アルキド類塗料	多元酸、脂肪酸（または植物油）と多価アルコールが共縮合してできたアルキド樹脂を主要成膜物質とする塗料。	
		ポリウレタン類塗料	ポリイソシアネートと活性水素を含む化合物が反応してできるポリウレタン（カルボキシル）樹脂を主要成膜物質とする塗料。	

2. 磁器質タイル(2012)	1. 建築物装飾用で吸水率(E)が0.5%を超えない乾圧磁器質タイルに用いる。 2. GB/T4100付属書Gの要求に適合する。	磁器質タイル	磁器質タイルはその放射性レベルにより、以下のように認証される。 1. A類：使用範囲に制限がない。 2. B類：住宅、老人ホーム、託児所、病院、学校等クラスⅠの民間用建築の内面装飾に用いることはできないが、クラスⅠの民間用建築の外表面塗装とその他全ての建築物の内面、外面装飾に用いることができる。	適用規格： GB6566
3. コンクリート凍結防止剤(2103)	1. コンクリートをマイナス温度で硬化させ、規定のメンテナンス条件で想定した性能に達する、屋内使用機能を備えた建築用コンクリート凍結防止剤。 2. JC475の規格要求に適合する。	コンクリート凍結防止剤	その成分により、強電界無機塩類(塩素酸塩類、塩素酸塩錯防止類、無塩素酸塩類)、水溶性有機化合物類、有機化合物と無機塩複合類、複合型凍結防止剤に分けられる。	1. 適用規格： GB18588 2. 以下のものは含まない： 橋梁、公道、その他屋外工事中用コンクリート凍結防止剤。

二十、児童用品（7品目）

製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 児童用乗り物製品 (2201)	児童が乗って遊ぶよう設計または想定された児童用乗り物製品。	児童用自転車	1. 4歳から8歳までの児童が乗るものに適用する。 2. サドルの高さが最大435mmを超え、635mm未満のもの。 3. 児童の力だけで、伝動機構を通して後輪を動かす、少なくとも2つの車輪がある車両。 4. 例：車輪の直径が39.6cm、46.2cm、52.8cmの児童用自転車等。	1. 適用規格： GB14746 2. 以下のものは含まない： アクロバット走行用の自転車。
		児童用三輪車	1. 各車輪と地面の接触点が三角形または台形を呈し、台形の場合は狭い方の車輪の幅が広い方の車輪の幅の半分より小さくなければならない。 2. 1名または数名の児童を載せて、人力によってペダルを踏み前輪を動かして進む車両。 3. 例：1人乗り三輪車、2人乗り三輪車、押し・乗り両用の三輪車。	1. 適用規格： GB14747 2. 以下のものは含まない： 玩具三輪車または他の特殊目的に用いるために設計された三輪車（例：娯楽用三輪車）。
		ベビーカー	1. 1名または数名の児童を乗せることを想定し、人力で押す調節が可能な、または不可能な車輪式車両。 2. 例：横臥式手押し車、坐式手押し車、横臥・座式両用押し車、多用途手押し車等。	1. 適用規格： GB14748 2. 以下のものは含まない： 玩具手押し車または他の特殊目的に用いるために設計された手押し車。
		乳児用歩行器	1. キャスタ上に運転できるフレームがある。 2. 乳児が歩行器内に座った後、フレームに支えられて、足を使って、任意の方向に進める車。 3. 例：X型フレーム、円形フレーム、折り畳み式フレーム、調節可能な弾力性フレーム等の構造の乳児用歩行器。	1. 適用規格： GB14749 2. 以下のものは含まない： 医療用歩行器及びクッションで支える乳児用歩行器は含まない。
		玩具自転車	1. サドルの最大高さが435mm以下。 2. 児童の人力によって、主にペダルを使って動かす2輪車。 3. 例：補助輪付き、補助輪なしの各種様式、車輪直径の玩具自転車。	適用規格： GB6675
		児童用電動カー	1. 児童が運転する、直流電気で駆動する車両。 2. 例：各種様式の2輪、3輪、4輪の児童用電動カー等。	適用規格： GB6675 GB19865(第20章は含まない)

		その他玩具車両	1. 上記の車両以外の、児童が自分の力で動かし、児童の体重を受けることを想定したその他の車両。 2. 例：ツイスト車等。	1. 適用規格： GB6675 2. 以下のものは含まない： キックボード。
2. 電動玩具各種製品 (2202)	14歳以下の児童が遊ぶよう設計または想定され、少なくとも1種類の遊戯機能を備え、使用定格電圧が 24V 以下の玩具製品。	電動玩具	1. 材料の如何に関わらず電動駆動により各種の動作を主な遊戯機能として実現した玩具。 2. 例：無線リモート・コントロール玩具、有線コントロール玩具、音声コントロール玩具、赤外線リモート・コントロール玩具、スイッチコントロール玩具等で電動のぬいぐるみを含む。	1. 適用規格： GB6675 GB19865(第20章を含まない) 2. 以下のものは含まない： 変圧器とバッテリー充電器。
		映像玩具	1. 材料の如何に関わらず映像スクリーンまたは外接映像スクリーンを持ち、児童が操作して遊ぶ玩具。 2. 例：電子ゲーム玩具、映像学習玩具等。	
		音声・発光玩具	1. 材料の如何に関わらず電気により音、光を発することを主な遊戯機能とする玩具。 2. 例：電子オルガン、音声銃、オルゴール等で電動のぬいぐるみを含む、。	
3. プラスチック玩具各種製品 (2203)	14歳以下の児童が遊ぶよう設計または想定され、玩具主体または玩具の主となる部分がプラスチックで構成され、児童の体重を支えることを想定していない非電気玩具製品。	静止プラスチック玩具	1. いかなる駆動機械も含まないプラスチック玩具。 2. 例：ブロック玩具、手持ち玩具、人形（人、車）、引っ張り玩具、積み木玩具等。	1. 適用規格： GB6675 2. 以下のものは含まない： ガス充填玩具、口にくわえる玩具、類似の文具玩具、水上玩具等。
		機動プラスチック玩具	1. 非電動駆動機械の付いたプラスチック玩具。 2. 例：ばね装置、慣性機械の付いた各種様式のプラスチック玩具。	
4. 金属玩具各種製品 (2204)	14歳以下の児童が遊ぶよう設計または想定され、玩具主体または玩具の主となる部分が金属材料で構成され、児童の体重を支えることを想定していない非電気玩具製品。	静止金属玩具	1. いかなる駆動機械も含まない金属玩具。 2. 例：金属自動車等各種金属玩具。	1. 適用規格： GB6675 2. 以下のものは含まない： 類似の文具玩具、口にくわえる玩具等。
		機動金属玩具	1. 非電動駆動機械の付いた金属玩具。 2. 例：ばね装置、慣性機械の付いた各種金属玩具。	
5. 発射玩具各種製品 (2205)	14歳以下の児童が遊ぶよう設計または想定され、エネルギーの保存、放出が可能な発射機構によって、発射物を発射するエネルギー蓄積発射玩具、及び児童の与えるエネルギーで発射物を発射する非エネルギー蓄積発射玩具。	発射玩具	1. エネルギーの保存、放出が可能な発射機構によって、発射物を発射するエネルギー蓄積発射玩具。 2. 児童の与えるエネルギーで発射物を発射する非エネルギー蓄積発射玩具。 3. 例：玩具発射銃、玩具弓矢、玩具ダーツ等。	1. 適用規格： GB6675 2. 以下のものは含まない： 投石器、パチンコ、金属の先端の付いたダーツまたは投げ矢、気圧を利用するエアライフル及びエアガン、つるの最大弛緩の長さが 120cm より長い弓矢。
6. 人形玩具各種製品 (2206)	14歳以下の児童が遊ぶよう設計または想定され、少なくとも頭部と四肢が非鈑績の重合材料で作られ、衣服を着ているか、または身体が柔らかい材料で充填されている非電動の乳児人形または人形玩具。	人形玩具	1. 少なくとも頭部と四肢が非鈑績の重合材料で作られ、衣服を着ているか、または身体が柔らかい材料で充填されている非電動の乳児人形または人物人形玩具。 2. 手で持ったり、抱いたりする人形。 3. 例：独立して包装する人形、各種の服装、装飾品、付属品の付いた着せ替え人形等。	1. 適用規格： GB6675 2. 以下のものは含まない： 帯電していないぬいぐるみ。

7. 自動車児童乗員用拘束システム(2207)	自動車の衝突事故、或いは自動車の急な加速(減速)時に、児童乗車員の体の移動を制限することにより児童への危害を軽減させる設計になった自動車児童乗員用拘束システム。	自動車児童乗員用拘束システム	1. 3つまたは3つ以上の車輪の自動車上に取り付ける児童乗員用拘束システム。 2. 例: 児童用チャイルドシート、座面ブースタシート、乳児用ベビーシート、キャリア式ベビーベッド等。	1.適用規格： GB27887 GB8410 2. 以下のものは含まない： 折り畳み椅子に取り付ける、または横向きの座席に使用する児童乗員用拘束システム。
-------------------------	--	----------------	---	---

二十一、防爆電気(17品目)				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 防爆モータ(2301) 2. 防爆ポンプ(2302) 3. 防爆配電装置類製品(2303) 4. 防爆スイッチ、制御及び保護製品(2304) 5. 防爆スタータ類製品(2305) 6. 防爆変圧器類製品(2306) 7. 防爆電動アクチュエータ、電磁弁類製品(2307) 8. 防爆プラグインデバイス(2308) 9. 防爆監視装置(2309) 10. 防爆通信、信号装置(2310) 11. 防爆空調、通風装置(2311) 12. 防爆電気ヒータ(2312) 13. 防爆付属品、Exコンポーネント(2313) 14. 防爆測定器具、計器類製品(2314) 15. 防爆センサ(2315) 16. 安全バリア類製品(2316) 17. 防爆計器ボックス類製品(2317)				

二十二、家庭用ガス器具(3品目)				
製品の種類とコード	製品の種類に対する説明	適用製品	適用製品に対する説明と具体例	付注
1. 家庭用ガスコンロ(2401) 2. 家庭用ガス瞬間湯沸かし器(2402) 3. ガス暖房給湯器(403)				